

平成23年第4回足寄町議会定例会議事録（第2号）

平成23年 12月14日（水曜日）

◎出席議員（13名）

1番 高橋 秀樹 君	2番 星 孝道 君
3番 榊原 深雪 君	4番 木村 明雄 君
5番 高道 洋子 君	6番 前田 秀夫 君
7番 田利 正文 君	8番 熊澤 芳潔 君
9番 井脇 昌美 君	10番 後藤 次雄 君
11番 川上 初太郎 君	12番 島田 政典 君
13番 吉田 敏男 君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町 長	安久津 勝彦 君
足寄町教育委員会委員長	星崎 隆雄 君
足寄町農業委員会会長	阿部 正則 君
足寄町代表監査委員	川村 浩昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	田中 幸壽 君
総 務 課 長	渡辺 俊一 君
福 祉 課 長	堀井 昭治 君
住 民 課 長	西東 文雄 君
経 済 課 長	櫻井 光雄 君
建 設 課 長	南岡 雄二 君
国民健康保険病院事務長	對馬 邦彦 君
会 計 管 理 者	渡邊 義一 君
農業委員会事務局長	長南 和彦 君

◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 長	加藤 和弘 君
教 育 次 長	鈴木 泉 君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	根本 昌弘 君
事 務 局 次 長	大野 雅司 君
総 務 担 当 主 査	山田 弘幸 君

◎議事日程

日程第1 議案第97号 足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例（文教常任委員

会) < P 3 >
日程第2 一般質問 < P 3 ~ P 4 2 >

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） おはようございます。全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

○議会運営委員会委員長（高道洋子君） 12月9日に開催されました第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日は、最初に、12月6日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第97号の審査報告を受け、審議を行います。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 議案第97号

○議長（吉田敏男君） 日程第1 議案第97号足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件における文教厚生常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は原案可決です。

これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから自由討議を行います。自由討議ご

ざいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで自由討議を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第97号足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第97号足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

9番井脇昌美君。

○9番（井脇昌美君） お許しをいただきましたので、通告書に従いまして、これより一般質問をさせていただきますと思います。

町有地内未使用産業廃棄物処理施設の状況についてお伺いをいたしたいと思います。

平成14年度より、資源循環型の施設として、池北三町、足寄町、本別町、陸別町の共同にて銀河クリーンセンターが稼働し、ごみの有効利用と減量化の処理が適正に行われているところでございます。

そこで、その周囲池北三町行政組合の管理地内に存し、現在使用されていない産業廃棄物処理施設が町有地内、住所は足寄町中足寄126番地に放置されたままの状況であります。どのような考えでおられるのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 井脇議員の一般質問にお答えいたします。

町有地内未使用産業廃棄物処理施設の状況についての御質問ですが、当該産業廃棄物処理施設は、町が中足寄に所有する土地について、平成4年7月に町内法人の申請により賃貸借契約を締結し、安定型処分場施設、搬入路用地を含む安定型産業廃棄物埋立処分場用地として、同年8月から貸し付けを行いまして、平成5年7月に北海道から産業廃棄物処理施設としての許可を受けた後、共用が開始されました。

また、平成8年7月には同法人から中間処理焼却施設建設に伴う安定型産業廃棄物埋立処分場用地の隣接町有地貸し付けの追加申請がなされ、当該用地にかかわる新たな賃貸借契約が締結され、同年8月から貸し付けされるとともに、同年9月から共用が開始されております。

その後、町との間で賃貸借契約の更新を行っておりましたが、平成19年に、諸事情により当該法人が廃業となったことから、当時、当該法人の役員となっていた町内在住の個人が業を継続すべく、北海道に許可申請手続を行い、同年3月に北海道から施設の譲り受けの許可がなされたところであります。

一方、産業廃棄物の搬入は、平成13年8月末をもって終了しており、当該施設については平成15年6月に施設の終了届が北海道に提出され、閉鎖に伴う管理のため町との賃貸借契約を継続し、解体に向けた協議をしておりましたが、元役員が平成21年11月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、不利益処分による許可の取り消しを受けたことに伴い、当該施設用地の貸し付け目的である産業廃棄物処理施設ではなくなったことから、用地の賃貸借及び中間処理焼却施設の撤去等について、確認・協議をするため、この間、電話連絡及び郵便等、あらゆる方法による連絡を試みておりますが、当事者本人が居所不明であり、いまだ協議するに

至っていない状況にあります。

そのため、まずは施設の所有者である元役員との話し合いが最優先であることから、現在さまざまな方面からの情報収集に努めているところでありますが、今後も可能な限り、早急に本人との接触を図るべく万全を尽くす所存でございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

9番。

○9番（井脇昌美君） ただいま、答弁をいただきました。

まずは、賃貸当初の平成4年の賃貸契約の締結をされた内容を、概略を、どのような、いわば使用料等も含めた中で、どのような賃貸の契約をされておりましたかお伺いをさせていただきたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（西東文雄君） 平成4年の土地賃貸借契約の内容についての御質問ですが、賃貸借物件につきましては、足寄郡足寄町中足寄126番地の5のうち、3,864.09平米以下4件の、トータル2万3,120.38平方メートルの町有地を貸し付けしております。

使用目的であります。使用目的は産業廃棄物埋立処分場用地（安定型処分場施設及び搬入路）の使用目的で貸し付けをしております。

平成4年当時の貸し付けの期間であります。平成4年8月1日から平成6年3月31日までの期間で貸し付けをしております。

次に、使用料でございますが、使用料につきましては年額1万2,346円で、貸し付けの期日が平成4年8月1日からの月割りになりますので、平成4年の金額につきましては、8,230円の貸し付け金額で貸し付け契約を締結しております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番井脇昌美君。

○9番（井脇昌美君） 貸し付けの内容、用途等の概略はわかりました。面積もわかりました。

この年間の1万2,300何がしの、いわば料金に対しての契約ですね、どのような回収の状況になっていますか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（西東文雄君） 貸し付け料につきましては、平成4年8月1日から平成6年の間の使用料につきましては、全額納入されております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（井脇昌美君） 町長のほうから、連絡先がなかなか得られないという答弁をいただいたのですが、それ以降はどうなっていますか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（西東文雄君） それ以降の納入状況ということでございますが、契約につきましては、最終契約が平成22年3月31日までの契約が成立しております。

これまでの間の使用料につきましては、全額納付・納入済みであります。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（井脇昌美君） 22年度までは納入済みだということですね。わかりました。

そうしたら、これは当然北海道と道と、産廃処理業者のきちんとした一定の手続は行われているわけです。

その中で、いわば平成4年から平成8年の廃棄物の処理の申請がなされたということなのですが、建物の立地している、今現在建っているのですが、その建物の処理はそのまま、言葉はちょっと適正か適正でないかわかりませんが、道との協議の中で速やかに撤去するものなのか、投げておいていいものなのか、道からどのような指示なり、道が放置されておいてもいいということになっていましたか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

まず、道から直接の指示はございません。

若干、経過を先にお話ししなければいけないのですが、この産業廃棄物の許可権者は北海道であります。産廃でありますので。

御指摘のように、平成13年にこうした産業廃棄物の処分場は終了していることになっています。後の調査では。

13年に終了をして、それ以降は、私どもの一般廃棄物も同様でありますけれども、一定程度いろいろなものを投げているわけですから、水質検査であったり、ガスの検査であったり、そういったことの検査をして、分析結果が基準値内で安定化をすれば、そこで初めて、産業廃棄物であれば廃止の確認申請書というのを提出することになっております。

この産業廃棄物に至っては、15年に終了届は北海道のほうに出されたということをお聞きしております。

平成15年度以降は、まだ安定化に向けての作業があったのだと思いますけれども、そういったことで、業者が産廃処理場を維持・管理をしてきているということで、今現在、私どもの確認では、完全な廃止確認申請書というのは道に提出されていないということですので、当然、その一定期間は、先ほど申し上げましたように、いろいろな地下水であったり、ガス分析であったりはされていたのだと思います。

そういったこともあり、さらにはそういった管理状況の中で廃止がされていないということですから、あの建物も焼却炉も解体をされていなかったと。

ただ、私どもは平成15年、終了届が出された以降は、産廃業者の方と、もう終了したので解体をしていただきたいということ等の話はした経過はございます。

ただ、21年に北海道から産業廃棄物の許可を取り消されたといったところから、御本

人が所在不明になっているということで、それ以降の交渉といえますか、御本人との接触が私どもはありませんので、そういったことで、今いろいろチャンネルを通じながら協議をしたい旨を、連絡等々の作業を行っているところでありますけれども、なかなか本人との接触ができないということでございます。

もう1点、議員御指摘の処理場の閉鎖に当たって、焼却炉を撤去しなければいけないのかという条件でございますけれども、それも確認しましたけれども、当時の旧法という古い法律の中では、最終処分場の中に焼却炉があった場合、その焼却炉を完全に撤去しなければ、廃止確認申請書が出されなければいけないということではないということでございます。埋立処分場については、当然先ほど言ったいろいろな分析等々がされて、安定化をすれば最終的には成長して、それで完了という形になるのだそうですけれども、現行法の中では、北海道が許可に当たって、廃止に当たってでも絶対撤去しなければいけないということにはなっていないといったことは確認しております。

ただ、議員御指摘のとおり町有地でありますので、町有地の中にそういったものが依然として残っているのは事実でありますので、その部分の撤去等々について、今所在を確認して対応協議をするといったことで努力をしているところでございますので、御理解のほどよろしくをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（井脇昌美君） ちょっと話が見えないところもあるのですけれども、15年度に廃止届が出された。終了届ですね。それで、それ以後の消息がなかなかつかめないということですか。

その中で、賃借料が22年3月いっぱいまで支払われたと。22年度の3月いっぱいまで支払われたということは、どこかの所在地があったから支払いはされたのですね。連絡はそれでつかないのですか。支払われた先と

いうのを。ちょっと長期にわたって消息不明なような説明は、私、今受けたのですけれども、ちょっと話のあれが、疑うのではないのですけれども、経過届が出されたと言って、なかなか連絡がつかないと言って、実際は昨年まで契約の賃借料の使用料に対してはきちんと納付されているということで、ちょっとその辺のいきさつをもう1回説明いただければと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（田中幸壽君） 賃貸借契約は22年3月31日まででございます。その分については、全額納付をされているということで、これは間違いありません。

本人との接触でありますけれども、21年度分、22年3月31日までの賃貸借使用料については全納されたのだと思いますけれども、その時点までは本人とも十分接触はしておりましたので。

21年1月に北海道が不利益処分といえますか、許可の取り消しをしています。この時点以降、本人が所在不明になっているといったことで御理解を願いたいと思うのですけれども。

結局、産廃処理場の許可が取り消しになりましたから、当然私どもも賃貸借契約の前提というのが、廃棄物処分場を目的として土地をお貸ししているわけですから、処理業務の許可が取り消しになった時点では賃貸借の更新はできないわけでございますので、そういった部分で御相談をしたかったのですけれども、この時点から行方不明になったということでございます。

行方不明というのは言葉が間違いかもしれませんが、所在不明になっていたということで御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（井脇昌美君） 少し見えてきました。それで、この共用廃止後の責務というのは、当然町有地ですから町にもあるわけです。

それで、環境問題のこれだけいろいろな中で、国こぞって、足寄町もちろんですけども、いろいろな中で参画している中で、この施設の土質調査、下のほうに侵出水処理施設というのがありますよね。下流というのですね。調整値というのがあって、侵出水処理施設が必ずあるのです。その上流にこの施設が存在しているわけですから、この土質の調査はされましたか。そういうことで、責務という立場からですよ。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（田中幸壽君） お答えをいたしたいと思います。

池北三町行政組合で小動物の焼却炉も保有をしているわけでありまして、維持管理をしております。それがちょうどこの産廃の処理場の道路向かいといいますか、近くにあります。

そういったことも踏まえて、私どもは動物の焼却炉を持っていますので、行政組合としてはその下流部で、先ほど議員が御指摘のあったところに井戸を掘って、地下水の分析をしております。

その地下水の分析に伴って、ダイオキシンの分析といいますか、調査もしております。その部分での結果は基準値内に収まっているということでございます。

当然、貯留槽をつくって侵出水処理場というのがあるのですけれども、その放流水については1年に1回35項目、毎月5項目の水質検査を全部やっておりますので、それについてはすべてクリアをしているという状況でありますので、議員御指摘のとおり、下流部での調査であれば基準値をクリアしているということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（井脇昌美君） 下流部ということは、今お話しされました浚渫処理施設ですね、そこでやはりろ過するわけですから。

恐らく、この廃棄物の立地している周辺は相当汚染されていると思うのです。これは推

定ですよ。推定なのですけれども、それはやはり今後機会があれば、建物が建って、それを処理するまでは一定の調査をすべきだと私は思うのです。

恐らく、それなりの理由があり、今答弁をいただいた中で、15年6月に施設の終了届が道に出されておるということで、産業廃棄物施設としての用をなさなくなったということには変わりないわけでございます。

そういう中で、今後、たまたま私、今回一般質問をこうしてさせていただいて、実は6月も現地に行って見ているのですよね。それで、何らかのお話、町民の人からこういうお話を受けて、私も行きまして、そして何らかの答えがあるのかなと、それが全くなしのつづてで何もないものですから、これはやはり一般質問で、きちんとした公の場で意見というのをいただかないとまずいのかなということで、今回この質問をさせていただいた経過なのですけれども。

私は、これはどちらかという、そうではないのだろうけれども、臭いものにはふたをしるではないのですけれども、なかなか触りたくない一件だったと実際は思うのです。

これはやっぱり、連絡がなかなかつかない、消息が不明だと、そのようなことで逃れられるといっても限界があるわけですから、施設そのものの建設というのは、執行者、理事者側の責任者の当時の建設とか、それでは前任者からの贈り物みたいなものですから。

でも、これはそうとは言いながらも、処理等々はきちんと住民の生活の中で、汚染されているものが存在するということは、きちんとした慎重な審議を、これから大きな課題として私は残されていくことだと思います、この一件は、簡単なものではないと思うのです。

ですから、答弁としてはなかなか連絡がつかないと、探してはいるのだけれどもとは言って、実は、そんな簡単なものではないと思うのです。

そういう中で、慎重にこれからすぐ協議を

して、ことし、来年にすぐ処理できるかと、私は、そんなに簡単なものでもないし、それを求めているのではないのです。その中で、やはり管理というのは常にいろいろな住民の目があり、関心がそういうふうに行っているということは、きちんとした検証した経過と答弁、答えが必要だと思うのですよ。それなりの説明のできる管理というものを、私はなされるべきではないかと思っております。

その辺、今後のことに対してのお話にもなっていたと先ほど副町長からもお答えいただいたのですが、もう一度お答えしていただきたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど来、住民課長あるいは副町長からもお答えしたとおりの経過をたどっているということでございます。

一つ整理をしなくてはいけないのは、産業廃棄物の処理施設ですから、これは許可権者を含めて、監督を含めて、これは北海道の権限でございます。

そこで、議員御指摘のとおり、現実問題としては、平成21年に行政処分を受けた後、御本人が居所不明になって連絡がとれない。ですから、それまでの間、埋め立てについては13年のほうで受け入れはもう終わったと。

それから、焼却施設については、産廃法の改正のこともあって、議員が心配されているダイオキシンの問題もあって、通常の焼却炉ではダイオキシンの心配があるからだめよという、こういう規制がかかったということがあります。

ですから、その時期に合わせて焼却施設も、平成14年11月以降についてはもう使用していないと。ですから、それから平成21年までの間というのは、これは当然、道の指導に基づきながら、あるいは所定の規定に基づきながら、安定化するまでの管理というのは適正にされていたのだろうというふうに

私どもは認識をしています。

ただ、問題は、議員御指摘のとおり、21年10月なのか11月なのかちょっとわかりませんが、御本人がいなくなってからの後というのは、そのことはされていないというのは、これはもうおのずとわかるわけにありますから、現実、あそこにまだ焼却炉の施設が残っているということもありますから、これはやはり今後ダイオキシンの問題等々を含めて、管理については万全を期していかなければならないのだろうというふうに思っています。

そこで、これはあくまでも推測でありますけれども、事業を廃止してから、この間というのは適切な管理をし、そして私どものほうにも道のほうから、こういう問題があるよだとかダイオキシンの問題があるよという、そういうことは何ら連絡もございませんし、それからもつとえば、水質検査についても、これはもう行政組合のほうでしっかりやって、そこでも異常がないということでありますから、まず心配はないのだろうというふうには思いますけれども、しかし、これは念には念を入れなければいけないということでありますから、北海道、十勝でいきますと総合振興局のほうの担当のほうともしっかりと連絡をとりながら、そういった、場合によっては焼却炉周辺の検査をしなければいけないのかどうなのか。

一番なのは、炉ですね。仮にあるとすれば、炉の中が一番可能性があるのだろうというふうに思いますけれども、議員も現地も見ているということでありますから、実はあそこの炉のところはかぎがかかっているのですよね。

そんなことも含めて、どう対応していくのかということも含めて、今後北海道のほうと協議を十分にしながら、少なくとも町民の方に不安を与えないような形で、検証も含めて、どんな方法があるのかも含めて、今後十分連携をとりながら対応していきたいというふうに思っていますので、御理解をいただき

たいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（井脇昌美君） では、私も、縁があつて議選の3町の行政組合のほうの大役監査という立場を仰せつかっている中で、池北三町行政組合で、私どもの町長が管理者として、今の各町長が副管理者、うちの副町長が副管理者ということで、地域に非常に御苦労なさつてあれされているのですけれども、これは、このクリーンセンターというものが、調べてみると、平成14年、24億5,500万円で建設されているのですね。総工費を調べてみたら、なっているのです。これは前任の町長さんのときにあれしているのですけれども、その中で、何を言いたいかということは、上のほうに管理棟とかストックヤードとかリサイクル施設がありますよね。これが29年度、約ですけれども、これが30年になるかもしれませんけれども、今のところ29年の帯広のくりりんに十勝圏複合総合組合というのが存在していて、そこに処理委託の予定になっていますね。今のところ。平成29年と伺っているのですけれども。

その施設の、私が言った高速の堆肥施設とかリサイクル施設とか管理棟だとかストックヤードって、あそこに14億円ぐらいかかったと言っていましたね、あの施設だけで。14億円と言っていました。

だから、15年間を使用するとしたら、約9,000万円台の維持管理、いわばかかっているのですけれども、非常にこれは私ども、町長だけの答えを得るということも難しいところがあるのです。これは3町の管理施設ですから。でも、やがて、もう5、6年後にはその時期が来るわけです。タイムリミットとして。

それで、そういう携わった関係者として何か、非常に立派な施設ですから、あそこがもう既に帯広のくりりんに移行された後、何か考えておられるのか、また、考えてほしいものだなという思いを持って今お聞きしてい

るのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

今、御質問の3町の銀河クリーンセンターのお話でありますけれども、埋立処分場については、当初計画で私どもが聞いているのは、平成14年から29年3月まで、15年間の埋め立てをするということでございます。

この間、私も聞いている計画でありますけれども、埋め立て量については、ほぼこの当時の計画どおり推移をしているということでございますので、議員御指摘のとおり、29年あたりでそろそろ限界だということでございます。

もう1点御指摘の、その後どうするのかというのについては、具体的にはまだ決まっていないのは事実でありますけれども、当然、その当時からお話もあつたのは、十勝圏の環境複合事務組合にシフトしていくということでございまして、この部分については、今御指摘のとおり15年間の予定でありますけれども、もう既に10年たっておりますので、あと5年しかないということでございます。

そういった中で、今後私どもの、今まで3町でやっていたごみ処理がどういった方向に行くのかといったことは、今後十分3町の中で議論をして、結果としては十勝圏の環境複合事務組合のほうにシフトしていくことになるのかもしれませんが、そういったことで今後協議をしていきたいと思っております。

ここで言えることは、私も8万4,000立法の埋め立てをすると言ったことについては、計画どおり推移をしているということでございますので、当初予定の計画の29年までは十分対応し切れるということでございます。

もう1点、リサイクルのほうでございまして、資源ごみ等々の処理をしているク

リーンセンターというのがあるわけでありま
すけれども、この部分についての将来の計画
については、今のところ全く具体的な議論は
しておりませんが、私どもこの間、多く
の品目の分別をしていただいて、資源ごみ
等々の処理をしているわけで、そういったこ
とも、この間の実績を踏まえた中で、今後の
計画に当たっていきいたいといったことでござ
いまして、即、帯広のほうにシフトしていく
のかといったことからすれば、そういったこ
とではないのだろうなというふうに思ってい
ます。

要は、言いたいのは、燃えるごみと燃えな
いごみの二つに分別するのかということにな
りますので、そういったことでは多分ないの
だろうなといったことでいけば、では、生ご
みは生ごみで処理をするとか、埋め立てごみ
は埋め立てごみで、ここで処理するとか、そ
ういったいろいろな選択肢が出てくるのかも
しれませんけれども、そういった部分につい
ては、正直、この場では正確な回答というの
は出せませんが、今後十分議論をして
まいりたいというふうに思いますので、御理
解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（井脇昌美君） わかりました。産廃
の処理施設の問題も、流れとしては十分今回
の一般質問させていただいた意図として私な
りに理解できました。

今後、先ほどおっしゃった可能な限り本人
との接触を図っていただいて、そして、やは
り本人の所有物だから、町が勝手に、それこ
そ例の問題と同じようなことで、ばたばた解
体して処理するということはできないわけ
ですから、まず、本人と一刻も早く接触をし
得て、処理されるということをお願いして、私
の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて9番井脇昌
美君の一般質問を終わります。

次に、10番後藤次雄君。

○10番（後藤次雄君） 一般質問通告書に

基づいて、平成24年度予算編成方針と重点
項目について質問をいたします。

町総合開発審議会が、第5次総合計画の後
期計画5年間のうち、12年から14年度の
3年間実施計画について審議し、原案どおり
答申され、あわせて予算編成は第4回定例会
で行政報告された自立プラン財政推計の見直
したことを踏まえてのことでなければと考
えるところであります。歳入歳出とも経常経
費を圧縮した予算総額になると思いますが、
重点項目とまちづくり実現に向けた施策につ
いての所信のほどをお伺ひいたします。

また、地域住民と直接対話の場として設定
した町長とのふれあい懇談会を4会場で開催
されたが、この中でまちづくりに関する町民
の意見を聞き、来年度の予算編成に向けた可
能なものは反映させて、住民と行政の情報共
有で協働のまちづくりの実現をされること
ができるのかお伺ひします。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 後藤議員の一般質
問にお答えいたします。

日本経済は、景気の先行きに関しては持ち
直し傾向が続くものと期待されていますが、
東日本大震災、福島原発事故の影響や円高や
株価の変動、さらにTPP問題等、さまざま
な問題が山積みしており、先行きは例年以
上に不透明で厳しい状況にあります。

国においては、平成24年度の予算編成に
向けて、本年8月に中期財政フレームの改訂
が閣議決定され、この中で震災からの復旧・
復興については全力を傾注する一方で、財政
健全化目標の達成に向けた取り組みは着実に
進めていかなければならないとし、歳出面
では、少なくとも前年度当初予算の規模を
実質的に上回らないこととして、できる限
り抑制に努めることとしております。

一方、総務省の本年9月の概算要求にお
ける地方財政収支の仮試算において、一般財
源総額は実質的に平成23年度の水準を下
回らないよう確保するとされました。

しかしながら、本町においては固定資産の評価がえなどによる町税の減収が見込まれ、また、歳入のほぼ5割を占める普通交付税の歳入見込みが不透明であるため、前年度並みの一般財源を確保できるか流動的な状況であります。

また、歳出では、町民の要望や期待にこたえるための各種行政事業を初め、高齢化の進展や低所得世帯の増加などによる福祉・高齢化対策等の義務的経費は引き続き増加し、今後も厳しい財政環境が続くものと推測いたしております。

このような状況のもと、緑輝く大地に人の優しさがあふれる町を目指し、平成24年度予算編成におきまして、協働のまちづくりの推進、農林業振興対策、医療と介護、福祉等連携システムの構築、住みよい生活環境整備の推進、第5次総合計画の着実な推進のこの5点を重点施策として掲げ、町民からお預かりした限りある財源を有効に活用するため、引き続き足寄町自立プランに基づき、簡素・効率化を追求し、職員一丸となって魅力あるまちづくりのために予算編成を進めていきます。

また、予算要求に当たって、すべての経費について町行政の責任として実施すべきものであるか、現在のやり方が最適であるか等の精査を行い、総合計画に計上されている事業であっても事業効果等を再精査し、状況によっては事業内容や実施時期の変更を行うこともあり得ると考えており、地方債を発行する場合にあっては、後年度の財政負担軽減のために交付税補てん率の高い起債を厳選することとしております。

町民と行政がともに考え、協力して、それぞれの役割を分担しながら、町民主体の活力ある地域社会をつくっていくことが大切であり、ふれあい懇談会のような地域住民と行政が直接対話する機会は非常に有意義なものであります。

懇談会でいただいた御意見には、予算措置が不要ですぐに対応できるもの、既に整備計

画があるもの、財政的な理由から国等に引き続き要望していくもの等がありましたが、可能な限り対応を行うこととし、その概要については広報あしよろでお知らせをしていくことといたしております。

協働のまちづくりの推進には、町民と行政の意見交換や情報共有が必要であり、直接地域住民の方々とお話できる機会は重要であり、開催方法を工夫し、引き続き意見交換の場を設けたいと考えております。

現在、本町では予算編成作業を開始したところでありますが、国、道の予算等は不透明な状況であるため、今後も国の動向等を十分見きわめながら、自立プランに基づき行政事務の見直しを進め、第5次総合計画計上事業等の着実な推進のために努力してまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

10番。

○10番（後藤次雄君） ただいま町長から、かなり中身の濃い、私の一般質問に対する御回答がありました。

それで、何点か絞ってお聞きしたいと思うのですけれども、まず今回の第5次総合計画ですけれども、今回繰り上げ、一部も含めて14件、それから新規が21件、繰り下げも一部も含めて19件、それから中止が5件と、事業量増9件、減が4件と、こういう今までにないみたいな繰り上げとか繰り下げだとか、新規事業がかなり組み込まれております。

それはそれでわかりましたけれども、ただ審議中の中に、除雪の関係で民間委託や、それから、教育の関係ですけれども、ベテランの指導教育委員の配置だとか、そういう要望があったというふうに聞いていますけれども、そのほかに、行政に反映させるそういう意見が出たのかどうか、まず聞きたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたしま

す。

審議会の結果といたしましては、それぞれ部会に分かれて審議をいただいたわけでありますけれども、特に附帯意見という形での答申はございませんでした。

そこで、いろんな御意見という形の中で拝聴をした中には、今、議員仰せのとおり、例えば除雪の民間委託ですとか、あるいは教育の問題でいきますと、もうちょっとベテランの教員の配置というようなことも御意見としてはありましたし、さらには公園のトイレの関係についても、できるだけ多く残していただきたいとか、いろいろと御意見はいただいたところでございます。

そのほか、いろんな細かな部分も御意見としてはありましたけれども、いずれにしても、可能なものについては十分検討させていただいてやっていきたい。

それから、民間委託の部分についても、とりわけ除雪につきましては、市街地を中心にしながら路線について相当民間の方にもお願いもしているということもありますけれども、しかし現実直面しているのは、御案内のとおり、今、どこの業者の方も機械を手持ちに持っていないと。これはなぜかと言いますと、やっぱり公共事業が大幅に下がっているということで、必要なときにリースで調達をしてという、こんな状況もありますから、おのずと限界もあるということでございますけれども、これは当然、これからの部分につきましては十分検討させていただいて、どういった形が経費の節減につながったり、あるいは住民サービスにつながるのかというようなことを十分配慮をしながら、協議をしながら判断をしていきたいなというふうに思っているところでございます。

また、もう一つ大事な部分で、御意見としていただいた部分につきましては、とりわけこれは産業部門でお話があったのですけれども、東日本の大震災のことも含めて、新エネルギーに対する取り組み、我が町では御案内のとおりペレットの工場もできていますし、

そういう意味では、そのこのところをもっともっとPRすべきではないのかといったこと。あるいは、その他、新エネルギーに関して、家畜排せつ物の利用によるバイオガスの取り組みですとか、あるいは太陽光のもっともっと普及だとか、それからもっと言えば、森林の整備ということについても力を入れていくべきではないのかと、こういった御意見もいただいたところでございます。

それらを含めて、附帯意見ではございませんけれども、そういった御意見等も参考にさせていただきながら、可能なものについては当然取り入れていくというようなことで対応してまいりたいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（後藤次雄君） 結構、たくさんの附帯意見が出たということで、今、町長の答弁のとおり、除雪の問題についても、これは後で他議員のほうから除雪の問題がありますから、私はあんまりいいです。質問はしませんけれども、やっぱり私が見ていても、今中心市街地というか、そこは民間がやっていますけれども、町長が言ったとおり、機械そのものがないものですから大変だという話も実は聞いています。そういう意味で、これはわかりました。

それとあと、今、町長言われなかったのですけれども、今回の町民とのあれで、地デジの難視聴地域の対策という話も恐らく出たのではないかと思います。

それで、今回の総合計画の中で、事業費で大体9億7,000万円ぐらい出ているわけですが、これは一切地デジの難視聴地域、220世帯のうち209世帯ということが報告されていますけれども、209世帯の地域なのですけれども、どこどこがどうなるかというのがちょっとわかりませんので、できたらそのお答えをもらいたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

難視対策が必要な209世帯、これは町内に点在しております。御案内のとおり、中山間地でありますから、沢のところはもう見られないと。上螺湾地区もそうでありますし、それから上足寄、鳥取地区も一部を除いては見えませんし、上大誉地方面、それから白糸地区等々、これはもう全町に分布をしているということでございます。

それで、今回の総合計画にのせた部分につきましては、これは何としても解消しなくてはいけないだろうということも含めて、計上した金額からは、今現在国のほうでも、最終確定は国の新年度の予算が決まってからということになると思いますけれども、先日も北海道総合通信局の方、それから放送局の、NHKあるいはHTB等々の方々も一緒にお見えになって、国の支援策も従来よりも少し強化がされそうだとということで、お聞きしたとおりいけば、この計上した費用、9億円強だったというふうに思っていますけれども、これがもうちょっと圧縮できるかなと、こんなふうに思っております。

いずれにしても、同じ方式ではいかないですね。それぞれの地区の条件が違いますから。ですから、場合によっては、この地区は高性能アンテナの対策よ、この地区は電波を飛ばす対策よ、あるいは、この地区はやっぱり線を張らなきゃ無理だねと、こんなこと含めて、まだまだこれから詰めなければいけないことはたくさんありますけれども、いずれにしても、総合通信局あるいは放送事業者の方々も本当に親身になって対応していただいておりますから、できるだけ少ない経費の中で、もっと言えば、より有利な国の制度等も追求をしながら対応をしていきたいというふうに考えていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（後藤次雄君） この事業の中に、

よく有線ということもありますよね。これは、今恐らく有線で使っているところもあると思うのですけれども、それを活用してやるのか、それとも新たにこのためにそういうものを建ててやるのか、そこだけお聞きしたいです。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） これも、いろいろなやり方を含めてあるのだというふうに聞いておりますけれども、基本的には光ケーブルになるのかなと。もっと言えば、町政懇談会の中でも言われたのですけれども、御案内のとおり、足寄町の場合は携帯電話の不感知地帯がこれまたたくさんあるということですね。

これは昨年、稲牛、白糸、それから芽登地区ですかね。鉄塔を建てながら一定程度やってきたと。

この携帯電話の棟を建てたことによって、これから光の線を引っ張り出して地デジ対策にもつながったということもあるのです。

今度、この地デジ対策の209戸の対策の中で、仮に光ケーブルを引かなければいけないよというところがあるとすれば、しかも、その地区が携帯の不感知地区だとすれば、それこそ、もう1本線を入れれば携帯も一定程度解消できるということもあるのかなと。

そんなことも追求しながら、具体的にその場所その場所、条件に応じた対応をしていきたいなということで、まだきょうの段階で、この地区はこういう方法でということはお示しできませんけれども、目下、担当のほうで、先ほども申し上げたとおり、先日も具体的な協議に来ていただいておりますから、そういったことをしっかりやりながらできるだけ早く、しかも、一応計画では24年、25年の2カ年でということ考えていますから、そこら辺の振り分けも、一応総合計画上は振り分けにはなっていますけれども、このところも大幅に変わるかもかもしれませんけれども、できるだけ早く当該者の方々にも安心していただけるような計画樹立をしていきたい

いというふうに考えていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（後藤次雄君） わかりました。

次に、申しわけないのですけれども、総合計画の関係で順次聞いておりますので、これだけ理解してもらいたいと思うのですけれども、次、公園整備事業なのですけれども、公園の公衆トイレの水洗工事ですね。これは、23年度はたしか緑栄と稲荷山神社の公園を実施されたと思うのですけれども、ただ、24、25年のこの計画を見ますと、足寄橋の公園が水洗化されるということで、これは非常にいいことなのですけれども、そうすると、あと、この公園の中で、トイレがあるところで何カ所ぐらい残っているのか。それから、今後、この計画にのっていませんけれども、今後この計画はどういうふうに考えているのか。そこをまず聞きたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（南岡雄二君） 公園の整備事業、特に水洗化事業だと思いますが、平成24年足寄橋、そしてその後につきましては、今後やるべきものにつきましては、キャンプ場が主たるものということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） ここで、答弁調整のため、暫時休憩をいたします。

10分間休憩をいたします。

午前10時02分 休憩

午前10時12分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

建設課長、答弁。

○建設課長（南岡雄二君） お時間をいただきまして、申しわけございません。

今後の整備箇所でございますが、すべて下水道整備が終わらなければできない部分でございます。そういう部分といたしましては山手通公園、それから北星公園、里見が丘キャンプ場、里見が丘運動場、佐野川湧水公

園の5カ所となっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（後藤次雄君） 今、5カ所と言われたのですけれども、あと旭町にもありますよね。稲荷神社は終わっていますけれども、旭町のところと、それから栄町のところと、その辺も、小さいものも含めてたくさんまだあるのですけれどもね。私がちょっと頭の中で考えた中では、5件では済まないのではないかと思うのですけれども、その辺はいいです。わかりました、そういうことで。

いずれにしても、今、課長から答弁されたように、下水道が完了しなければできないということですから、これはそういうことでいいと思いますけれども、ただ、今回の震災の関係で、私も水洗化ばかりがいいと思わないというのは、いろいろな現地に行ってきた人の話を聞くと、やっぱり水洗化にすれば、結局ああいう災害が起きたときに、水が出ないというときには大変な思いをしたということもありますので、全部が全部いいとは思わないけれども、実際に使うのはどこでも水洗化ですからね。それは皆さんが要望していると思いますので、ぜひ水道工事も早く終わらせて、残ったところについては町民が喜ぶようなトイレにしていきたいということをお願いしておきたいと思います。

それから、次に、これも総合計画の中のPCBの処理事業ということでことしから入っているのですけれども、これはどういう方法で処理するのか、これも一つですね。

それから、もう一つは救急自動車の更新事業ということで、農協との関係もあるみたいなのですが、要望事項に応募予定ということになって、予算も減額されたということになっていきますけれども、こんなことを聞くのも失礼かもしれませんが、もし募集して当たらなかつたらどうするのかということもちょっと頭にあつたものですから、その2点だけ聞きたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず、PCBの関係でございますけれども、御案内のとおり、PCBの問題がいろいろ問題になったわけでありまして、どこでも処理できるかという、これは特殊なものであって、かねてから苫小牧のほうで、その処理施設をつくるということでずっと取り組みをしていたわけでありまして、これがなかなか見えていなかったわけでありまして、今回、やっと完成に近づいたということで、これが見えてきたものですから総合計画上にのせたということになります。

今現在は、それぞれの町村でしっかりと管理をせよということで、我が町もそうでありまして、管理をしているということでございます。

これがやっと見えてきたということで、その必要経費を計上をさせていただいたということでございます。

これは25年度から処理できるということで情報をいただいておりますので、25年度に2,604万円の総合計画上計上をしたということでございます。

それから、救急車の関係でありますけれども、これは農協関係と申しますか、そちらのほうで全道に、これはありがたい話ですけれども要望を取りまとめして配置がされていると。これはもう、相当実績が上がっているわけでありまして、足寄町のJA組合長とも相談をしながら、今のところ何とかいけるのかなというふうに思っています。今のところ、だめになった場合は想定しておりませんが、何とかいけるのではないのかなと。まだ確定ということはいたっておりませんが、ほぼ大丈夫かなというふうに思っていますので、きょうのところはそんなことでぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（後藤次雄君） わかりました。

それでは、高齢者の複合施設整備事業の中で、小規模多機能老人福祉施設、老人アパート建設となっておりますけれども、中身は詳しく後で高橋議員が質問すると思いますので、例えば小規模老人機能福祉施設が2階建てなのか平屋建てなのか、老人アパートがどのぐらいの施設の予定になっているのか、そこだけちょっと聞かせてもらいたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（堀井昭治君） 平成25年、26年に予定しております複合型の住宅、それからいろいろな介護関連施設でございます。

一応、利用者の方々の利便性を考えると平屋ということで想定しております。

規模につきましては、老人アパート等については20室程度、それから小規模多機能についても泊まり定員としては9名程度、グループホームも1ユニットということで9名程度を予定しております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（後藤次雄君） 平屋を前提にしているということで、わかりました。

次に、病院関係で、人工透析が新たに新築工事として、これも計画にのっているわけですが、これも規模と事業内容と。事業内容というのは何人ぐらい治療を受けられるのか。例えば、今、本別に二十何名行っておりますけれども、その人たちを全員受け入れてできるのか。それとも、足寄では当初このぐらいだという予定があるのか、そこをちょっと聞きたいと思うのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、病院事務長。

○病院事務長（對馬邦彦君） 人工透析について、総合計画のほうに24年実施設計、25年本体工事ということで計上をさせていただきました。

まず、足寄町内における実態と申しますか、お話をさせていただきますと、11月末現在で28名の方がいらっしゃるということになっております。先ほど議員仰せのとおり、22名ぐらいの方が現在本別町のほうに

通われているという実態でございます。

それで、予定しております規模ですけれども、ベッドの数で15、プラス感染症等を想定した個室として1ベッド、15プラス1の16ベッドを予定をしております。

透析される患者さんにつきましては、週3回透析が必要ということになっておりまして、月、水、金と火、木、土というふうに透析を受けられる方が一般的かと思われま

す。それで、15プラス1の16ベッドということでいきますと、1日に2部制、午前と午後に分けて、1回の透析が4時間程度ということになっておりますので、2部制を予定をしております。例えば月、水、金だけでも回しましても、2部制をとりますと32名の方を透析することが可能と。

それで、今後の推移といいますか、足寄町で恐らくふえていくだろうということも推計の中で出ておりますので、最大、月、水、金プラス火、木、土の2部制をとった場合、最大で64名の方に対する透析が可能というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（後藤次雄君） 今回、この計画にのせてもらったというのは、足寄町民としてもすごく皆さん喜んで

います。ただ心配なのは、この新しい病棟ができるわけですけれども、看護師ね、この対策も大変だと思うのですよね。医者は今のお医者さんでいけると思うのですが、看護婦さんもそんな簡単には、今までと違う治療をするわけですから、大変だと思いますけれども、ぜひ、これが実施される日まで努力が必要だと思いますけれども、そのこともお願いをしていきたいと思

います。次に里見が丘の公園、公衆便所の水洗化に関する関係ですけれども、これは今回繰り下げになっていますよね。理由としては、社会資本整備事業の導入及び事業精査によるとなっていますけれども、社会資本整備事業という言葉が、私勉強不足でわかりませ

ぬ、わかればちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 建設課長。

○建設課長（南岡雄二君） 今まで国のほうにおきまして、各省庁と申しますか、そういうところで補助金を個別に受け付けたり、それから補助をしていたりという制度がありました。

これが大きく変わってきたのは、平成21年度から社会資本整備総合交付金ということで、いろいろなところに申請しなくても、1カ所のほうで基本的な大きな事業があれば、それに付随する効果促進を図れるものはそれにつけていく、できると、そういうことになりましたので、そういう制度が新設をされて、ことしで3年目であります。

ということでございますので、御理解をお願いします。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（後藤次雄君） 今、課長から説明されたのだけれども、そうするとあれですか、ことしで3年間になるというのですけれども、このことがあったから繰り下げということなのか、ちょっとその辺がわからないのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 建設課長。

○建設課長（南岡雄二君） すみません。制度だけお話ししてしまいました。

繰り下げの理由なのですが、大きく言いますと、去年のうちから、このかかわる交付金の申請は北海道を通して国のほうに上げていました。

それで、ことしの3月11日の大震災において、やっぱりそちらのほうに、復旧・復興にかかわる財源が必要だということで、はっきり言えば、せつかく内示ということをつけていましたけれども、皆さん申しわけないのですが8割程度ぐらいしかお渡しすることができませんということで、何とか2割削減をということで要望を受けたものですから、それで中途半端な事業費になってしまいますので、この部分について1年間見送ったという

こととございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（後藤次雄君） そういう意味ならわかりました。

それから、次に野生鳥獣対策事業なのですが、これも新聞で3回も4回もシカ被害の関係が出ていますよね。特に、足寄が1億3,000万円台と新聞でかなり書かれていますし。

それで、実はことしの10月の決算審査特別委員会でも私質問したのですが、今の1億3,300万円、前の年が1億5,500万円だと思えるのですが、2,000万円減っていると言えば減っているのですが、一向に減っていない状況。

そして、今足寄町の中では、シカも調査の中では相当ふえてきているという中で、今回この総合計画の中で、シカのさくの拡大新設が2年間になるのか3年間になるのかわかりませんが、25キロと。

それで、特に見ますと、平成24年度は9キロしかシカさくの拡大がなされていないということなのですが、実際にこれだけの被害がかなりあるわけですし、私が思うのはこれでいいのかと。対策は、ただ、シカさくの設定もこれでは足りないのではないかと、いうふうに感じるのですけれども。

それともう一つは、これも前回の特別委員会のお話を聞いたのですが、頭数の調査報告ですね。

これも十勝地方のほうでやっている、振興局のほうでもやっているということで、あまり足寄町としては、あの答弁ではかかわっていないというような答弁をされたのですが、それが何年も足寄町が一番という災害を受けて、それでいいのかということで思っているのですけれども。

それともう一つは、今、シカの狩猟期間が一応延長されていますけれども、その中で、各農家の方がくくりわなを実施しているというふうになっていますよね。

それで、どのぐらいやっているか私も把握

していませんからわかりませんが、それで、くくりわなはいいのですけれども、例えば、くくりわなをとってシカの残骸を処理するときに、池北三町のところで焼却炉に持って行って処理してもらっているというのですけれども、このことをやっぱり、これはあくまでも処理料は自前だと。1回250円とか300円と言っていましたけれども、これを、やっぱりできれば町の補助の中でやっていただければ、それぞれの農家の人も、くくりわなももう少し使えるようになるし、そういう補助金制度をつくることのできないのかを含めてお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（阿久津勝彦君） 詳細な部分がもし漏れれば、また質問をいただきたいというふうに思います。

まず、この有害鳥獣、とりわけ足寄町の場合はシカの被害が膨大だということでございます。

まず、シカさくの関係でありますけれども、これは御案内のとおり、全道でも足寄町は上足寄地区を突破口に、いろいろな事業を導入してシカさくを張りめぐらせてまいりました。

ただ、この間やっぱり大囲い、ある程度大きな区域で囲うという形でやってきたところ、やはりそのさくの中に森林、沢地等々があって、やはり防ぎ切れないということもあって、国がまた、その被害の実態も含めて新たに特別の措置法もつくられて、その需要にもものって着々と整備を進めてきているということでございます。

そこで、シカに関しましては、農協さんのほうともいろいろ相談をしながら、一応この9キロが整備がされれば一定の整備は終了するというふうに認識しているところでございます。

ただ、それで被害が防げるのかというと、そうではないということでございます。

ともかく、全道のシカの生息数が、たしか

北海道の、これもあくまでも推計だというふうに思いますけれども、おおよそ65万頭までふえてしまったと。この間、私ども、とりわけ被害のあるところの首長たちもいろんな会議の中で北海道ともやりとりをしてきているところでございます。

その中で一つには、当然、全滅させればいいのかというところではありませんから、適正な生息数は北海道としてどのようにとらえているのだというような、こんなやりとりもしてきた経過があります。

たしか、そのときの私の記憶でいけばおおよそ25万頭程度かなという、こんなお答えもいただいたところでございます。

ですから、そういう意味では、仮にそれが正しいとすれば、40万頭という膨大な生息数になっているということでございます。

何ぼシカさくを張ったからといって、道路を防ぐことはできませんし、河川もありますし、しかもシカというのは学習能力が非常に高いということで、こんな話もお聞きをしました。シカというのは穴を掘らないという、これがこれまでの認識だったそうではありますが、シカさくの下にちょっとすき間があれば、これは冗談話、笑い話かなと思うかもしれませんが、1頭が掘って疲れたら次のやつが来て掘って、そこからくぐっていくというこんな現象も出ていますよという、そんな声も届いておりますし、それからシカさくも、たしか2メートル10センチだというふうに思いますけれども、これだけあれば大丈夫だということだったのですけれども、これがやっぱり、いざシカも命がかかるわけですから、1頭が飛び越えたら全頭ということではありませんけれども、そういう現象も出てくるというようなこともお聞きをしているところでございます。

ですから、この間いろいろな方法を含めて、北海道に対してもともかく生息数を減らすことが一番だということで強く要望しておりますし、もっと言えば、これはもう人災に近いのではないのかというお話もしていま

す。それは、問題点はもう随分前から指摘をしているわけでありますから、人災でないのかということ強くお話を申し上げまして、北海道としても、シカの対策の専門部署も設置がされたということにもなっておりますから、これはお互い連携をしながらしっかりと対応していかなければいけないというふうに思っているところでございます。

それから、私のほうからも、会議のところで問題定義という形の中で、シカを駆除する方法論を含めて、私は一定の規制をしながら夜撃たせてくれないかという、そんな大胆な提案もさせていただいております。

夜というのは、狩猟法でいきますと日没からは現行法ではだめなのです。だめだけれども、特例でも何でも特区でも何でもいから、そのことも一つ有効な手段ではないのかという問題提起もさせていただいているところでございますし、それからもう一つあるのは、議員からお話がありました残滓の処理の問題。それから、もっと言えば、最近狩猟、すなわち鉄砲の免許を持っている方というのは非常に数が少なくなってきておりますし、高齢化が進んでいるということで、農家の皆さん方にくくりわなの免許を取っていただいで、くくりわなで対処をしようというようなことで、ずっと北海道も奨励をしてきております。

そういった対応の数等については、後ほど経済課長のほうから答弁をさせていただきまされども、問題は、そこで、くくりわなでかかってとったシカ、これは有効活用できるかということ、やっぱり難しいみたいですね。血が回ったりなんかということで。問題は、この処理の方法について、北海道にもいろいろお話をさせていただいているところでございます。

池北三町で持っております焼却施設、これ、シカを1頭丸ごと持ち込まれてしまったら、とてつもない重油代がかかって、処理能力も低いわけでありますから、ですから、各町村とは言わないけれども、各地域に何か所

か、今、焼却炉というのはお金さえ出せばすばらしい焼却炉がありますから、そういったことも北海道として必要でないのかと、こんなお話もさせていただいているところですし、それから、では、現状どう処理するのということであれば、そこの小動物の焼却炉で処理し切れない分については埋め立てをしてもらうだとか、こんな話であります。

ごみという形の概念でいきますと、シカの死骸というのは一般廃棄物だそうです。

御案内のとおり、芽登の地区に産業廃棄物処理施設ができています。ここは、家畜のそういったものについては埋め立ててできるのですよ。これは許可いただいていますから。私が思ったのは、その施設で、シカについてもそこで受け入れできないのかということで相談もさせていただいたのですが、シカについては一般廃棄物だそうです。

ですから、基本的には産廃処理施設では受け入れできないと。ただ、いろいろな手続をすれば可能だというような話も聞いております。

これの処理については、いろんな方法があるのだろうというふうに思いますけれども、いずれにしても、そんなことも含めて何らかの形でやっていかないと、中途半端な処理をしてしまいますと、そのシカを例えば埋めたところを熊が来てほっくり返してだとかという、そんなことも心配されますから、一番いいのは焼却施設をしっかりと設置をして、そこで処理をしていくというのが私は合っているのかなと思っているのですけれども。

そこら辺については、また引き続き北海道のほうにも要望をしながら、あるいは協議をさせていただきながら、この被害というものを、とりわけ農作物の被害が大でありますから、もちろん森林の被害もありますけれども、そういったことを引き続き取り組みをしていきたいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

なお、くくりわなの状況等については、経

済課長のほうから答弁をさせていただきま

す。
○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（後藤次雄君） わかりました。

鉄砲で撃てば、すぐ血抜きしてできるのですけれども、動物の場合は、とにかく鉄砲でも撃つたらすぐ血抜きしなかったら、血が回っちゃって、もちろんそれは肉にもなりません。そういうのはわかっています。

それで、今、町長から御答弁いただいたのですけれども、やっぱり道の関係等もありますから、ここでやれやれと言っても、道との関係、調整がありますから、いずれにしても、そういうくくりわなやって農業被害を最小限に抑えたいという各農業をやっている方の要望もありますので、今後引き続き、早急に、前向きに検討をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

次に、道路整備維持管理の関係で、これも総合計画で街灯炉を45灯計画されているのですよね。

これは去年もおととしもあったマイマイガ対策にとっては、LEDの灯を使用するのか、また、今までマイマイガ対策でLEDを使用していなかった箇所がこの中に入っているのか、そこをちょっと聞きたいと思うのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（南岡雄二君） お答えをいたします。

これにつきましては、既存にあります古き街灯等が消えたりとか、そうしたときに充当していきたい。それから、たまにあるのですが、故障といっても不明な部分がありますので、そういうものも充当をしていきたいということで、マイマイガ対策ではなくて、既存のもの更新を順次図っていきたいという計画でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（後藤次雄君） それはわかりました。

それで、これからもマイマイガ対策、去年で終息したということになってはいますが、前にもこのことを質問したと思うのですが、LEDを使用することによって、電気の消費量とか、その辺がかなり軽減されるわけなのですよね。

それともう一つ、やっぱり市街地の中で、つけたところとつけないところが結構あるのですよ。同じ町内の1丁2丁違ったところ。できれば、これをつけることで明るくなるし、それから電気の消費量、これもエコになりますので、そのことが今後考えられないかどうか、ちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 私のほうからお答えをいたします。

まず、一つに、マイマイガ対策については大変な状況がありまして、白色の灯からオレンジ色のやつに、可能なものについては取りかえをしてきているということでございます。ただ、全部できているかというのと、まだ一部残っている部分もあるかなというふうに思っています。

そことLEDの関係ですけれども、そのときにLEDの検討もしたわけでありまして、LEDにする場合については大幅に機器を取りかえなければいけないということで相当の費用がかかるということもあったものですから、とりあえずLEDについては、新設の部分についてはどんどん取り入れていこうという考え方でございますし、もっと言えば、既存の、とりあえずオレンジ色の灯にしたところ、これがいずれは更新の時期が来るのだというふうに思っていますけれども、そのときにLEDということ直していくという、変換をしていくということが合っているのかなと、こんなふうに思っておりますので、御理解をいただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（後藤次雄君） もう一度聞きますけれども、そうすると、この45灯の関係については、そのLEDを中心にやっていきたいということになるのですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（南岡雄二君） 現在進めていますのは、現在の状況を見まして、LEDに交換可能な箇所につきましてはLEDということで対応させていただいております。

今後についても、そのような考えで進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（後藤次雄君） わかりました。

次に、足寄弾薬庫支処周辺農業施設工事助成事業の中で、これ、25年度に計画しているのですけれども、シイタケの栽培施設が今回のりましたよね。この施設はシイタケだけを栽培するのか、若干ほかのキノコも栽培するのか。

それでもう一つは、足寄町にシイタケを栽培しているところが実際に農家さんを含めてあるのかないのか、ちょっとそこをお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（吉田敏男君） 暫時休憩をいたします。

午前11時41分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁、経済課長。

○経済課長（櫻井光雄君） 御質問のシイタケ栽培施設の関係。これは農協さんのほうで、防衛事業で整備をしていきたいと思います。計画にのっているものでございます。

中身につきましてはでございますけれども、シイタケのみの栽培施設というふうにお聞きをしております。

もう1点、ほかに、そういった農家の皆さんでそういったシイタケを栽培している方がいらっしゃるのかという御質問でございます

けれども、シイタケを栽培して販売している農家さんというのはちょっと確認しておりません。個人的にほだ木でシイタケを栽培している方は、自家用とかそういった部分にはあると思うのですが、個人の生産者の方がそういった形でやっているのというのはちょっと把握しておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（後藤次雄君） わかりましたけれども、例えば今、個人でやっている方、大きくやっている方もいるみたいですから、その辺との競合性というのか協調性というのか。例えば、これができたことによって、せっかく我々が個人的に販売や何かしているのに、農協のほうでやられてしまうとある程度収入源がなくなるとか、そういう心配もしている方もいるみたいなのですよね。それで、ちょっと聞いてみたのですけれども、そういうことはないという課長の答弁で、ないと言うから、ないならないと、私もそう思いたいと思ひます。わかりました。

次に、これから自立プランの関係で何点かお聞きしたいのですけれども、自立プランは町長の行政報告であったように20年、22年、23年、去年の3月にも見直しされているのですけれども、特に、今回自立プランで、財政の健全化のためということで、職員ですね、要員対策、これもものっていますけれども、平成16年度からは退職者が5名に対して1名ということの採用を今までしてきましたが、あのころと今と財政推計が、あのころは大体一般会計の基金が8億円ぐらいということだったので、今回23年度までは48億円ちょっとですか。これから26年度までは38億円ぐらい残るといふ状況の中で、16年度からは、これは普通職員ですけれども160名から34名で、今133名の減になっていますけれども、これは20%以上削減しているといふことで報告されていますけれども、ただ、町長から報告があったとおり、足寄町は事業量も減っていない、

財政的にも減っていないといふ中で、そして行政事務をきちんといろいろ観測はしていますけれども、国との関係もありますから。

そして、特に補助金とか交付した場合については、前と違うといふ話を聞きますと、前は文書で出すようなことだったのが、今は、例えば5時ごろ来ても夜中の何時までにごさいと、パソコンの処理の状況になっているみたいですからね。

そういうことからいくと、これは私も保留すべきだと思ひていますし、ただ、今までも、言葉は悪いかもしれませんが我慢していろいろな仕事をやっている。だから書いてあるように、通常的には超勤者も時間外者も多い。それと補助職員の方も、補助職員と言ひながら職員と変わらない内容でやっているといふようにも聞いております。

今後、例えば財政推計を見ますと、23年度では、一般会計の普通職の関係でいくと4名の減になっているのですよね。それを、例えば町長の考えでいくと、24年度には4名の減の方を全員採用するの、それから、こんなことはないと思ひますが、例えば10名になったときに全員採用しているの、その辺、町長の考え方があると思ひます。そこをちょっとお聞きしたいと。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 職員の体制についての御質問でございます。

自立プランの関係は、行政報告をさせていただいたとおり、基本は普通会計別でありますけれども、133名、これを基本に考えていきたいといふことで考えております。

ですから、4名退職すれば4名採用したいといふふうには思ひてはいますけれども、ただ、一方では、御案内のとおり、我が町の職員の構成といふのは、昭和の合併の関係も含めて固まり作業が多いのですよね。ですから、これはできるだけ年代構成もフラット化をしていきたいといふ、そういう思ひもありますから、ですから、これは業務との関係で、なかなかこれは難しいことではあります

けれども、しかしその年によっては、例えば極端な例を言いますと、その年度、退職者ゼロの場合であっても1名ないし2名は採用していくべきだと。要は、ことはゼロけれども来年度は5人退職しますよだとかという、こういうばらつきがまだ依然として残っていますから、そういうことを考えながら、それは当然採用計画も立てていきたいなというふうに思っているところでございます。

そんなことで御理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（後藤次雄君） それともう一つ心配なのは、足寄のラスパイレスでいくと去年が一番と。そのことが私はやっぱり、我々はわかっているのですけれども、ただ、あの数字を新聞に載せられると、足寄が一番給料が高いと、こういうふうに思っている町民の方がほとんどなのですよね。

今回、そのこともあってかどうか知りませんが、こういうふうに解消していかなくちゃならぬ、ずっと足寄が一番ということになるということなのです。だって新しいの入れてこないわけですから。それでだんだん年齢が上がっていくということになると、基本給も上がっていくわけですからね。

ぜひ、そういうことも含めて、これは今、町長が申し上げたとおり、いろいろなバランスを考えながら、やっぱり事業は必ずやっていかなければならないわけですから。先ほども言ったみたいに、足寄の去年の当初予算では77億円なのに、今回の補正予算でも80億円を超えているわけですから、一般。

だから、初めは小さく押さえていても、補助金とか交付金が来て、それだけの事業が、去年と同じぐらいの事業に今回もなっているわけですから。

ぜひ、そのことも含めて今後、町長も言いましたけれども、御答弁もらったとおりバランスを考えながら進めていくことがいいのではないかというふうに私は思います。

それから歳入の関係なのですけれども、こ

れも町長の御報告があったのですけれども、45%占めている地方交付税。そして前年度対比2%減としていると。

ただ、私が思うのは、先ほども町長も答弁しましたとおり、国の方針では、東日本の大震災や、それから社会保障の増加がふえているということで、その対応で相当の予算が圧縮されるのではないかということが新聞なんかでも報道されていますけれども、ただ、ほかの町村では、例えばこれが48%とか49%という、そういう答弁もしている首長さんもいるので、足寄で本当に45%程度、これから2%で、それでいいのか。

それから、もう一つは町税の関係ね。これはシミュレーションを見ても、平成23年度の決算見込み額で考えますというようなことが書いてあるのですけれども、本当に足寄町として町税がどのぐらい減るのかというのは、22年度の決算を見ればわかりますけれども、そのことも見込んでの財政方針になっていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 今、議員からお話がありました。

これは私どもの町に限りませんけれども、やっぱり自治体、市町村については交付税が一番の大きな財源だということでございまして、ここのいかんによっては大変な状況。すなわち、これは現実問題、平成16年にそのことが起こったわけで、そのとき、これは大変だということで自立プランもつくってきたということでございます。

その後、これはもう全国の町村会を挙げて、これはもう大変なことになるということでいろいろ、当時は自民党政権でございましたけれども、今は民主党政権でありますけれども、これは事あるたびにその要請をしながら。

ですから、当初平成17年からスタートさせました自立プランの交付税の収入につきましては、これから先、厳しい見方をして4%ずつ下がっていくだろうという、そういう厳

しい見方をしたわけでありませぬけれども、これはおかげさまで、もとどおりにはなっていないけれども、その削減というのは何とか歯どめがかかってきたというようなことでございます。そういう意味では、ほっとしているというのが実感でございます。

そこで、今の議員がちょっと心配と申しますか、御質問いただきました来年度の交付税がどうなるのだと、これについては、まさしく東日本の大災害ということもあって、当然この影響は免れないのではないかと、私のほうもこんな心配をしているところでございます。

先月も、東京に行ったときに少し情報収集もしてきたのですけれども、財務省はいろいろものは言っているみたいですが、少なくとも総務省では、昨年の額については何としても死守をしたいということで、目下頑張っているからという、こういう情報もいただけてきたところでございます。

そうは言っても、心配な部分もありますから、これもある意味、かた過ぎないかと言われるかもしれませんが、一応、この見直しについても2%程度の減ということ想定をしながら、決してそうならないことと申しますが、これはそうならないように努力はしますけれども、そんなことで想定をし、計上をさせていただいているというようなことでございます。

それから、町税の関係につきましても、それは担当のほうで一定程度こうなるのではないのかという、あくまでも推計ではありますけれども、そういう現実とできるだけ乖離をしないような形。ただ、これは何が起きるかわかりませんから、大丈夫だよと言い切れない部分もありますけれども、ただ、現段階で推計できる形の中で計上させていただいているということでございますので、大丈夫だろうというふうに思っております。

何かあったときには、常にいつでも対処できるような形で、当然それは議会のほうにも情報提起をしながら、間違いのない行政運営

をしていきたいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 時間が来ております。昼食のため、1時まで暫時休憩をいたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

午前中に、後藤議員から質疑がありました。くくりわなの状況について、経済課から答弁がございませぬ。

経済課長、答弁。

○経済課長（櫻井光雄君） くくりわなの状況についての御質問でございますけれども、まず、くくりわなの免許を取得されている方、足寄町猟友会会員78名中、29の方が取得をされているということでございませぬ。

くくりわなによる捕獲頭数でございますけれども、これは本年有害駆除期間、4月1日から9月30日までが駆除期間なわけでございますけれども、これの捕獲実績頭数は36頭となっております。

この捕獲に対しまして、支払われる有害駆除の報償費でございますけれども、町から6,000円、それから農協の鹿柵管理組合のほうから2,000円支給されまして、合計8,000円支払われております。

これは、銃による駆除の報酬と同額支給をさせていただいております。

なお、くくりわなで捕獲した場合は、まだ生きている場合がほとんどでございます。くくりわなで捕獲したシカは、極力苦しめない方法で殺処分しなければいけないという指導があります。

そういったことで、本町の場合は、くくりわなで捕獲したシカがまだ生きている場合は、銃によるとめさしによる殺処分と、そういった形で行っているということでございませぬ。

す。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（後藤次雄君） わかりました。

それで、ちょっとわからなかったのですが、例えばくくりわなでとった人は8,000円ですよ。そして、くくりわなでとってまだ生きているということになって、猟友会の人に来てもらって銃で撃ちますよね。そのときのそれはどうなのですか。頼んだほうが払うのか、それとも猟友会の会員としてこの8,000円を払うのか。それ、ちょっとわからないのだけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（櫻井光雄君） このくくりわなで捕獲したシカの報償費は、あくまでもくくりわなを設置した人にこの8,000円が支払われるということでございます。

また、とめさしによる殺処分ということでハンターさんをお願いした場合は、それぞれの協議といたしますか、捕獲わなで捕獲した人がハンターさんをお願いした部分については、その両方で協議して対応しているということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8,000円の中からやるっていう意味でしょう、今のは。

よろしいですか。10番。

○10番（後藤次雄君） それがもしね、これは余談的なこともあるのですが、やっぱり銃で撃つということですから、そうすると、これは私の考え方ですが、撃った分だけは別に8,000円補助するということができないのかどうか。そのことをすれば、結局また、くくりわなの会員もふえるだろうし、何というか、協議して折半みたいになると思うのだけれども、その辺は考えていないのかどうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（櫻井光雄君） 基本的に、くくりわなの免許を取得されている方のほとんどは農業者の方でございます、銃による捕獲

だけでは守れないので、みずからそういった資格を取得されて、くくりわなを設置しているということでございます。

私どもの町並びに鹿柵管理組合のほうから支給されているのは、あくまでも銃による捕獲の場合と同等の同じ額を支給させていただいております、そのハンターをお願いしてとめさしによる殺処分する分については、農家さんが依頼をしたハンターさんのほうに、謝礼といたしますか、車代と弾代程度ということでお支払いをしているということでございます。

両方に支給するべきではないかという部分については、今後協議もさせていただきますけれども、基本的には、銃で捕獲する部分については、依頼しても、弾数も多くかかりますし油代もかかるという部分もあって、この8,000円という形をとっています。

くくりわなも結構手間暇がかかるという部分で、同額支給という形をさせていただいておりますので、経費的には弾代がかからないとかいろいろありますけれども、手間暇が物すごくかかるということで、ハンターさんにお支払いしている報酬と同額を支給させていただいているということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（後藤次雄君） 言っていることはわかりました。

ただ、先ほども言ったとおり、今後の課題になると思っておりますけれども、そういう要望とか要請もあるということだけちょっと覚えておいてもらいたいと思っております。

それでは、今回の財政方針にも、それから総合計画にもものっていないのですが、そろそろまたインフルエンザがはやってきていると。既に小学校なんかも出ているみたいですからね。

それで、この問題についても、前に私も質問をしたのですが、公の施設でのハンドクリーナー、これも前回私が質問して、町民センターだのいろいろなところ、かなりつ

けてもらったのですけれども。

ただ、インフルエンザ対策というのはいと手洗いということになっていきますから、ぜひ、恐らく今回の財政方針の中にも頭にならないのではないかと思いますので、できれば、ふえないということでは言えないので、例えばいろいろな公の場のハンドクリナーがついていないところを、来年度の予算の中で考えておられるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 手洗いた後の手を乾燥させることだというふうに思いますけれども、ある程度公共施設のところについては一定程度整備をしたということで、全部の施設についているかということとそうではありません。

まだ新年度予算はこれからでありますけれども、今のところ、担当のほうに施設はそういうことを整備せいという、そういう指示は出しておりません。

ただ、インフルエンザ対策という部分でいきますと、これはもう、入り口のところに消毒液ですとか、そういった対応は当然していかねばならないというふうに考えているところでございます。

今後、そこら辺については予算のヒアリングの中でも、やはり整備をすべきというところがあるとすれば、そういう対応も含めて十分検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（後藤次雄君） 前回質問して、老人憩いの家とか町民センターについたということで、町民の方からいいことだということも私も聞いておりますので、ぜひ、今、町長が言ったみたいに、予算の中で考えてもらえるなら考えていただきたいという要請をおきます。

これで大体方針のほうは終わりまして、別件で1件だけ、ちょっと考え方だけ聞いてお

きたいのですけれども。

経済課長にちょっとお聞きしたいのですけれども、実は、国で地域材利用推進方針というのが国会の中で議論されて、公共建築物等における木材の利用促進に関する法律という概要ができたみたいなんです。

それで、北海道は北海道で、北海道地域材利用促進方針の概要ということで、既に町村にもおりてきているみたいなんですけれども、このことで、この法律は公共団体の責務もあるということになっているのですよね。

それで、市町村も町村も、道の方針に則して策定することができるということになっているみたいです。

それで、例えばこの推進方針を足寄でつくった場合については、補助金なり交付金の対象になりますという説明を私は受けたのですよね。

それで、来年の予算の関係もありますので、そういうことが経済課長のほうで考えておられるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（櫻井光雄君） 国のほうで地域材倍増利用事業ということで創設されていまして、事業の中身につきましては、私どもも承知をしております、とりあえず、今現在需要額という形で出てきているのは、24年度から26年度の3カ年において、そういった事業を今起こせる状況になっています。

私どもは、今鋭意検討中でございますけれども、カラマツ製材工場の整備等もあわせて、あるいは原木の安定供給も含めて、ソフト事業等を導入して、そういった部分の調査検討も、原木の安定供給体制等についても検討していきたいということで進めているところでございます。

なお、今回も第4次補正予算の部分が出てきておまして、その中でもそういった取り組みということで出てきております。

先ほどの24年度から26年度の部分においては、震災の関係が結構ありまして、私ども、公共施設等でそういった地域材を利用し

ていくという部分は事業の対象になっておりません。

それで、今調査しているのが、23年度の第4次補正予算の中で、地域の公共施設等にそういった地域材を利用していくという部分の事業が対象になるかどうか、今調査中でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（後藤次雄君） 建築物の公共材の使用も含めてのことですから、ぜひそういう、これは道のほうから最終的におりてくると思うのですけれども、活用できるものであれば、やっぱり活用すれば補助金なり交付金がおりてくるということになると思いますので、ぜひそういうことで前向きに検討してもらいたいと思います。

それで、最後になりますけれども、24年度の予算方針は、ぜひ、これは町長もこの間の懇談会の中でも言っていると思いますけれども、とにかく、ぜひ足寄の未来は明るい、そしてそう思えるような、そして町民が安心して暮らせる施策を意識した予算編成を行ってほしいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

大変ありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） これにて10番後藤次雄君の一般質問を終えます。

次に、5番高道洋子君。

○5番（高道洋子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

渡航時のパスポートを地元役場での交付について。

ことしも年の瀬が迫ってまいりました。この時期になると、マスコミを含め、日本から海外に出て新年を迎える方々の話題が出始めています。町民の中にも、また役場職員の中にも、年末から海外へ出かける方がいるのではないかと思います。

御承知のように、海外に行くにはパスポートが必要となります。このパスポートの手続

が、ことし3月末までできたのは、十勝では、道の窓口となる帯広駅構内エスタ東館2階にある十勝パスポート窓口でございました。

ことしの4月1日からは、北海道より市町村に権限が委譲され、パスポートが市町村役場窓口で手続ができることとなり、管内自治体の中では、町民の利便性を図るために、既に窓口を開設している役場もあります。

しかし、足寄町は、現在もパスポートの申請のときとパスポートを受け取る際の2回、帯広駅構内にある十勝パスポート窓口まで出かけなければならない状況にあります。

町長、一刻も早く足寄町もパスポート申請窓口を開設して、町民の利便性を図り、町民が帯広まで出かける負担の軽減を図るべきだと考えます。

町長の所見を伺います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 高道議員の一般質問にお答えをいたします。

渡航時のパスポートを地元役場での交付についての御質問であります。パスポート発給業務の十勝総合振興局管内の状況を見ますと、平成23年度までに音更町、芽室町、鹿追町、広尾町、士幌町、幕別町、浦幌町の7町が北海道の権限委譲を受けて発給業務を行っているところであります。

足寄町における過去3年の年間旅券発給件数を見ますと、平成20年は61件、平成21年は109件、平成22年は85件で、過去3年間の月平均発給件数は約7.1件となっております。

平成23年11月末現在の発給件数は94件で、これを過去3年に加えた月平均発給件数は約7.4件となっております。

本町におけるパスポート発給業務につきましては、平成23年2月から年金のネットシステムが開始され、年金相談業務、さらには消費生活相談業務及び専門相談員の配置など、窓口業務のあり方について検討する必要から、平成23年度における権限委譲の要望

を見送り、平成25年1月から開始をする予定でありました。

しかし、現在国において、平成24年度末を目標に、旅券発給システムの更新及び新型IC旅券作成機の新規開発を進めており、これを受けて各都道府県旅券事務所では、平成24年11月から平成25年2月中旬までに新システムに対応する新型端末機を設置、平成25年6月から10月にかけて新型IC旅券作成機の設置を終了し、道の権限委譲を受けた各市町村の旅券用交付窓口端末機も同時期に更新される予定であります。

本町におきましても、住民サービスの向上を図るため、システムの更新に合わせて平成25年度から旅券発給業務を開始する予定で事務を進めているところでございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。
5番。

○5番（高道洋子君） ただいま町長から、25年4月になるのかもしれませんが、25年度からこの業務開設をするという御答弁をいただきました。

大変、前向きの開設するというところでございますので、そういう答弁でございますので、質問者としてはほっとしたところでございますが、一つ、今御答弁を聞きまして、2年先の来年、再来年の25年からの開設ということにつきましては、ちょっと不満が一つ残るわけでございます。

25年の業務という理由も、この機械が更新やら今やって、また25年に手帳方式からカード方式になるのかなと思いますけれども、この切りかえるというときにまた二重の費用がかかるということもあって、25年からというふうになるのだと思いますが、十勝管内を見ましても、ただいま御答弁にもありましたように、7カ町村が既に業務を開始しております。これらの各町というのは、パスポートの切りかえの把握、財政負担等も、機種が変わるということも十分わかった上での

実施なのだろうなと思うのでございますけれども、この足寄町にあって、再度伺いますけれども、明年24年4月から窓口を開設した場合の、これらの機種を更新ということもいろいろ含めて、幾らの財政負担が、もし仮に24年4月からやるとして負担がかかるのか。また、24年4月からの開設が全く不可能なのか、その1点伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（西東文雄君） ただいまの御質問で、24年度、機器を導入したらどれぐらいの経費がかかるかという御質問と、24年度からの発給ができないのかという御質問であります。

経費の関係でございますが、ちょっと資料が古いのですが、22年度の数字で導入の経費を申し上げますと、約50万円強の機器代ということで経費がかかります。そのほかに、年間の保証料ということで3万1,000円程度。恐らくこれが25年度の機器更新の予定でありますので、このときにもほぼ同額の費用が必要になるのかと思っております。

2点目の、平成24年度からの開始というか、業務の取り扱いができないかということでございますが、道にその辺のところを確認しましたところ、5月に平成24年度の権限委譲の要望の取りまとめが終わっておりまして、それが12月の議会に既に提案の予定をしていて、この後追加の要望がありまして、平成24年度の権限委譲はできないという回答でありましたので、24年度の開設につきましては、そのようなことで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（高道洋子君） 需要調査のときに、もう既に25年からということで、それは不可能だという、今、住民課長のお話ございましたがこれは十勝支庁から離れて、帯広から一番離れている町村にとっては大変残念なことだなというふうに思います。

50万円しかかからないし、また、実際に25年に機器を入れても50万円ぐらいで、合わせて100万円ぐらいでしたら、本当に、こういう離れて利便性が低い足寄町民としては、50万円、50万円の100万円ぐらいの財政負担だったら、本当にそれを24年から利便性を優先してやってほしいなという思いもありますが、最後の答弁の中に、既に25年からのほうに申請しているというお答えでもございましたので、それは残念なことをしたなというふうに思うわけでございます。

町民の皆さんが、また役場の職員もそうであると思いますけれども、パスポートの申請のときは、家族・友人、申請のときは代理申請もできますけれども、パスポートを受け取る時は本人でなければ受け取れないということで、しかも窓口業務が平日しか開いていないために、足寄から帯広まで勤労者は休みをとっていかねばなりませんし、高齢者など運転免許を持っていない方など、大変不便を感じていたのではないかと、過去ですね。またこの1年間も、25年の開設までの間、そういう不便、利便性が悪いということであるわけです。

よい町の条件というのは、住みよい町の条件とは、中心都市と変わらない行政サービスが受けられるところだともよく聞かれるところでございます。

道庁がパスポート権限委譲に関するアンケートを調査しておりますが、その調査結果は、80%を超える方々が地元で手続きができてよかったと回答されております。

この結果を見ましても、仕事を休まずに、時間をかけて不慣れな窓口まで行かなくても、地元役場でのパスポート申請を願わない町民はいないと考えるところです。

この11月の地元誌でも、パスポート申請が十勝管内で増加していると報道されておりました。

ことしに入り、農業者の農閑期の旅行が、国内から海外に目が向いているとも報道され

ております。

申請件数の多い少ないにかかわらず、町民の利便性を考え、もし申請の変更が可能であるならば、一日も早くパスポートの窓口を24年4月から開設されることを求めて、この件は、パスポートは終わりたいと思います。

次、行きます。備えて安心、緊急医療情報キットについて。

産経新聞によりますと、昨年実施された国勢調査の結果、日本の総人口1億2,805万人のうち、65歳以上の人口が2,929万人になり、高齢化率が23.1%になったと報道されました。

足寄町も65歳以上の人口が、ことしの3月末現在では2,570人になり、高齢化率が33.1%になっています。

町長は、23年度の行政執行方針で、医療と介護、保険、福祉をベースに、少子高齢化の急速な進展を背景に、すべての町民が安心して暮らしていけるまちづくりと述べられ、また、6月定例会の行政報告では、それぞれの町民の家庭内の状況に応じた適切な対応をとると述べられています。

私はこのたびの質問に、在宅高齢者、身障者等が日常生活を安心して暮らすために必要と考えます緊急医療情報キットの導入について取り上げました。

足寄町は現在登録制で、持病がある、おおむね65歳の一人暮らしの世帯並びにこれに準ずる世帯に属する高齢者と、1級・2級の重度心身障害者手帳を持つ身障害者宅に、持病の発作などの緊急時に電話機に設置されている緊急用ボタンを押すと、救急隊が通報者宅に駆けつける緊急通報装置を101世帯に設置しています。

この緊急通報装置を設置するには制限があり、設置世帯が高齢者人口から見ると少数の101世帯になっているわけです。

現在、全国的に制約がある緊急通報装置のみで高齢者を守るには課題があるとして、普及されているのが緊急医療情報キットでございます。

これは、緊急通報装置の該当者に登録されない持病を持つ高齢者や障害者、健康上の不安を抱えて日常的に不安を抱える方々に、おおよそ高さ22センチ、直径6.5センチの円筒形のプラスチック容器内に、一つには病気の内容、二つ、かかりつけの病院、三つ、薬剤情報提供書の写し、四つ、健康保険証の写し、五つ、緊急連絡先などの必要事項を記入のほか、六つには本人の写真を容器に、本人の確認のための写真なのですが、これを容器に入れて冷蔵庫に保管するほか、キットが保管されていることを示すステッカーを冷蔵庫のドア周辺に張っておくものです。

この緊急医療情報キットの効用は、緊急連絡を受け駆けつけた消防救急隊が、急患に問診するほか、冷蔵庫の中に収納されている緊急医療情報キット内の内容を把握して、迅速に急患を搬送することに役立つものです。

このように、急患発生時に重要な情報をもたらす緊急医療情報キットを導入する場合の一世帯の費用は安価で、一般的には300円前後ぐらいと言われております。

高齢化率33.1%となりました我が町は、ぜひとも実施していただきたいと思うところでございます。

町長の考えを伺います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 緊急医療情報キットについての御質問ですが、足寄町においても同様の目的で、平成16年ごろより民生委員の御協力を得ながら、高齢者や障害者等の要援護者宅への訪問の際に、緊急連絡カードの説明を行い、了承を得た方々に対して配付を行っております。

議員仰せの緊急医療情報キットは、本人の基本情報、緊急連絡先、持病等の内容、服薬情報、保険証の写し、診察券の写し、顔写真等の多くの情報の記載等を必要としておりますが、常に新しい情報への更新をしなければ、真の意味での重要な情報にならず、また、高齢者等本人が記入しなければならないこともあり、変更の都度、情報の更新をして

いくことはなかなか大変な作業であると思慮しております。

議員の言われる緊急医療情報キットにおいても、また、足寄町が配付している記入情報内容を圧縮した緊急連絡カードにおいても、医療情報等の記入内容は全くの個人情報であり、特に疾病等の内容においては、第三者が聞き取りで更新していくことは非常に困難を伴う状況であり、本人や家族の更新作業を期待するほかないのが実情となっております。

そのような危惧を持ち、災害避難時や救急搬送時における要援護者等の支援のあり方に向け苦慮をしまいましたが、将来に向けた新たな支援策として現在推進している医療と介護、保険、福祉の連携システムにより、集積管理していくサービス情報の一つとして、各種の福祉サービスの提供の中で知り得る、高齢者が持つさまざまな情報を集積し、医療機関等と情報を共有していくこととしており、緊急医療情報カードに記載される情報以上の情報集積が期待でき、その情報の共有は、救急搬送時も含めて、さまざまな局面で住民の安心確保を図っていくことができるものと考えております。

そのようなことから、連携システムの進捗に合わせ、既に配付を行っている緊急連絡カードの廃止も視野にしておき、現在新たな緊急医療情報キットの導入については検討しておりませんので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

5番。

○5番（高道洋子君） 今回質問いたしました医療情報キットは、救急医療情報キットの名称で全国的には普及されておりますが、自治体によっては命のボタンとか、安心キットなどの名称で、取り入れられて、自治体としてはあります。

滝川市の連合町内会などは、命のボトルという名称で、何千世帯の連合町内会ですから、これが導入されていると聞いておりま

す。

私は、日常的な急患のキットのほかに、医療情報キットを災害のときにも活用するため、備えて安心緊急医療情報キットということで、救急でなく緊急というふうに変えまして、今回通告させていただきました。

現在足寄町は、町長が23年度の行政執行方針で、医療と介護、保険、福祉を連携する組織の具現化に向けて精力的に取り組むとしておりますが、その中で町長は、町民の持つ多種多様な悩みや、困り事の総合相談窓口の開設とか対応できる体制、町内高齢者等を取り巻く各種情報の集積と適切な支援につなげていくとも述べられております。

また、6月の定例議会では町長行政報告の中で、それぞれの町民の家庭内状況に応じた適切な対応をとっていくことが肝要とも考えているとも述べられております。

まさに、今回質問している医療情報キットは本町が取り組んでいる緊急通報装置を設置することができない高齢者、障害者宅に安心を与えるための一環として緊急医療情報キットは必要と、私は強く考えているところでございますが、福祉の観点から町長はどのように考えるか、もう一度伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 先ほどお答えしたとおり、今進めております連携システムの中で、そういった情報もちちゃんと集積できるように、もっと言えば、これは微妙なところがありますけれども、個人情報にかかわる部分でありますから、これも本来役場の組織全体でいきますと、住基ネットを含めて、その中にぼんと突っ込むのが一番いいのですけれども、しかし個人情報の関係があるよということで、そうはならないということで、これは今持っている組織の電算システムとは切り離して、国の助成も得ながらシステム構築をして、そして必要な、例えば福祉課の保険の推進の担当と、例えば国保病院なり我妻病院さん、あるいは施設、ここの限られたところでしっかりと情報管理をしていこうと。

それについても、もちろん前提というのは、あくまでも御本人を含めて、家族を含めての基本的な合意といいますか、そういった関係がちゃんと構築できないと、形だけつくっても、私の個人情報だからそんなこと大きなお世話だと言われてしまったらそれまでなのですよ。

先ほど申し上げた、中身は若干違いますけれども、平成16年から、実はうちの町も結構先駆けて取り組みはしているのですよ。

しかしこれが、では、どういうぐあいには有機的に結びついていくのかと言いますと、先ほどもお答えしたとおり、これはあくまでも御本人なり家族なりがその情報をきちんと記入してくれるのかどうなのか、これも含めて、いいと思ってスタートと言いますか、民生委員の協力をいただきながら実施をしてきたのですけれども、正直言って実効が上がっていないという反省も踏まえて、やはりこういう新たな取り組みをしていく中で、しっかりと情報も蓄積をしながら、それを有機的に、何かあった場合についてはちゃんと情報を共有できて、そして有機的に障害者なり、あるいは高齢者の方々の万が一のときに対応できるようなシステムづくりをしていくということでもありますから、そういうことで、行政的にはそういうことで考えていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

なお、もっと言わせていただきますと、やはりこの間の自立プランの中でも自分でできることは自分でやろうやと、そして地域の助け合いもやろうやと、それから、それでもできない場合は公助という形で、行政も含めた一体的なということで、町民の皆様方にもそのことをお話をしているわけであります。

議員が具体的に1キット300円程度ですよというお話もされています。ですから、そのことの取り組みは全然、私は否定するつもりはありません。例えば、自治会でもそういったこともやろうやということもあるでしょうし、そういう意味では、負担の意味か

ら言っても、これはあえて行政がそのことを取り上げて何もしていないのであれば、また有効な一つの手段かなというふうには思いますが、そういう構想もあるということで、行政としては取り組みをするという考えは持っていないということでございますので、ぜひ御理解を賜りたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（高道洋子君） 町長がおっしゃっている、足寄町で平成16年から取り組んでいるという、この黄色いカード緊急連絡カードのことだと思いますが、これは町の福祉課で連絡カードとして取り入れているわけですね。

それで、私もこれ初めて見たのですけれども、これはよくよく見ると、緊急連絡カードということですから、先ほど町長もこれについてはまだ検討が必要だということもおっしゃっていましたが、これはよく見ると自分の名前と住所が書かれていて、119番、警察は何番というふうになっていて、緊急のときの連絡先とか、親類の連絡先とか、それからかかりつけの病院とか、民生委員さんの名前とか、そういうのは住所と名前、電話番号が入るようになっていて、その裏には、もしもしカードで、普段よく使う電話とか血液型ぐらいしかこれには書かれていないわけです。

私、先日、これを持って、福祉課からいただいて消防にも行ってきました。消防の職員の方がどのぐらい知っているのかなと。そして、これがどのように活用されているかということも伺いに、参考までに行ってきましたところが、ここで言っているか悪いかわからないですけれども、消防の方はこの存在が知りませんでした。これは一人ではなくて複数の方が知らない知らないということで、これもよくよく職員の方に見ていただいたら、これは、その当時としては、平成16年ですから、先駆けて町として取り組んだのですか

ら、その当時はよかったのかと思うのですけれども、今現在、救急隊が急患の患者のところへ出かけていって、これを活用となると厳しいものがあるということで、実態としては、救急隊員の人はお家へ駆けつけたときに知りたいのは、困っている急患の方の正しい病名とか、それから心臓が悪いのですと的那个人が訴えたとしても、心臓にもいろんな病気があって、動かしているのか悪いのか、搬送はすぐできるのか、そういう細かい具体的な情報が、しかもどういう薬を飲んでいて、どこの病院にかかっているという、もちろんさっき言ったような、そういうことが実は知りたいのですという回答でございました。

ですから、本当にこれがキットにかわるものだと町長も言っていないかもしれませんが、これは、緊急情報キットとしては、代用には、全くとは言いませんけれども、考え直す必要があるのではないかなということを消防のところへお伺いしまして感じたところでございます。

ことしの3月11日の東日本大震災以降、先人の教訓である「備えあれば憂いなし」との言葉が多く使用されているわけですが、この医療情報キットのよいところは、キットを収納する場所が強固で、災害のときの衝撃に強く、強度があること。密閉された冷蔵庫に、プラスチックの容器に個人情報を受納するので、災害時にも大きな役割を果たすものと思われるわけです。

命のバトンという、ここにも資料として、どういうものかというものもここにありますが、バトン状の、リレーのときに使うバトン状の、こういう円筒形の、バトンよりは短いのですけれども冷蔵庫にきちんと入るようになっていて、そして、その中にさっきの情報。情報も、町長は個人情報だから、なかなかそれは難しいというお話もありましたけれども、でも、みんな私たちは、自分の命を守ってもらうものであるならば、それが本当に情報管理がきちんとされていて、そのシステム体制が、情報管理がきちんとさえなっ

ていれば、私たちも、65歳以上でなくても、自分の健康のことだとか個人情報をこの中に入れて、そして冷蔵庫にさえしまっておけば、いざというときに救急隊員の人に来て、その冷蔵庫を開けて、そのときは急患ですから、なかなか冷静な判断も、患者自身が救急隊の人がどうしましたと聞かれても、なかなか正しく落ち着いて回答ができないということもよく聞きます。

ですから、急患の方本人が失神していたとしても、口がきけない状態であったとしても、冷蔵庫さえ開けて、冷蔵庫のこの個人情報さえ見れば、すぐ、どこへ連れて行ってどこへ搬送すればいいかということが瞬時に救急隊員の人がわかるということでございます。そのことも、消防の人ともる話し合ったのですけれども、消防の方も既にそのことは十分キットのことはわかっていて、そういう詳しい情報が瞬時にわかって判断できる資料が、材料が、情報がほしいのですということをお願いして、やっぱりこれは必要なキットなのだということを再認識した次第でございます。

この医療情報キットを導入している自治体の現場で働く救命士の方も、さっき心臓病のお話ししましたけれども、同じ意識障害でも脳卒中なのか糖尿病なのかによって搬送先が違ふし、現場では瞬時の判断が求められるので、医療情報キットは効果的であるということも述べております。

急患のとき、緊急救命士とか救急隊が迅速に判断する手助けとなり、患者も一刻も早く治療を受けることができる、この医療情報キットの必要ということを、何回もしつこく伺うようで悪いのですけれども、災害のときにも備えられるということと、それと情報管理がしっかりさえしていれば、その体制を整うことができるならば、それが大前提だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

もう一度、町長御答弁、考え方を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

議員も仰せのとおり、前提というのは、それぞれ自分の体は自分で生命も含めて守ると、これは第一原則でありますし、この間、私ども行政として取り組んできたことの一つが平成16年度から取り組みました。

しかし、それがちゃんと集約化もできていないし、システム化もできていないというのは、やっぱり私どもの働きかけも悪いのかもしれないけれども、これがやっぱりなかなか難しいという現実ですよ。

民生委員の方々に一軒一軒回っていただいてそういうお話をし、正直言って、私も結果どれぐらいの方が答えてくれたのか、どれぐらいの方に拒否されたのかというのは、詳しい結果というのは聞いていないのですけれども。

それともう一つあるのが、今回の東日本の大災害のこともあって、やっぱり共助ですよ。地域の方々の助け合いという部分。今、私どもの町で防災計画なんかも持っていますけれども、当時、やっぱり自主防災組織も必要だねということで、各自治会にいろんなお願いもしました。一人暮らしの方等々含めて。そういうことを、ぜひ整備をしたいということで投げかけましたのですけれども、結果的には、そこでぶつかったのがやっぱり個人情報のことではないかとか、いろんな難しい問題もあって、結果的に、それにこたえてくれてできあがったというのが、先駆的な取り組みをしていただいています旭町の自治会ですね。

ここは本当に、ここにおじいちゃんがいるからだれが助けに行くだとか、そういうところまでやっているということまでできあがっているのです。

ですから、一連も申し上げましたけれども、これまでの行政が必要と思ってやってきたことも含めて、これはやっぱり地域の方々の協働でなければ成り立たないというものもたくさんあるということですよ。

ですから、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、まさしくこのキットの関係については、本当にお年寄りだとかそういうことに限らず、本当は自助という部分でいきますと、今こんな時代ですから、いつだれが発作を起こして倒れるかわからないということで、それこそ各家庭の家族全員の分がそういう形になっていけば、これまた相当効果も上がるのかなという、そんな思いもしますけれども、ただ現実問題としては、実際にどれだけの意識を高めていくのか、あるいはどう普及をさせていくのか。そして、その情報が本当に適切な情報なのかも含めて、これはなかなか、構築をしていくというのは、頭で考える分では非常に簡単ですよ。お金も大したかからない、簡単に書けるのではないかと思うけれども、現実にはなかなか難しい部分もあるなという、そんな思いをしているわけでございます。

ですから、繰り返しになりますけれども、決して否定をしているわけではなくて、とりわけ今進めている部分で、医療、介護の連携システムですね。これはもちろん、とりわけ高齢者の方、あるいは何らかの介護が必要な方等々が中心になってきますけれども、その中で、情報の蓄積も含めて、それぞれの関係する機関が情報を共有するというところで進めていますから、これがきちんと動き出せば、しっかり対応ができるのではないかなと。より以上の効果を上げることができるのではないかなと、こんなふうに思っていますので。

決して、否定をしているということではないので、その辺は誤解をしていただきたくないわけでありまして、そんな考えだということでございますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（高道洋子君） 否定をしないということであつたので安心しました。

福祉課を初め、まだキットということが、実際に現物を見たり、実際に導入している町

村に研修に行くとか、そういうこともまだなされておられませんので、きっとイメージとしてつかみ切れていないのかなという思いもしますけれども、調べたところによりますと、全道市町村では、札幌市を初め11カ町村、11の市がもう既に実施していますし、それから町にあっては、十勝では音更町と士幌町、あと美幌町、ほかずっと14町のところがもう実施済みでございます。だから、合計合わせても25市町ですね。ふえていく一方で、それぐらい取り組んでいるという実例もございまして、ぜひ、きょうは1回目でございますが、近い将来、資料を取り寄せたり、また、どういうふうに個人情報を管理しているのか、また、どういうシステムで、個人的にどういうメリットデメリット、いろいろあると思うのですけれども、そこら辺も検討していただきたいなということでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

質問の終わりに、いま一度、町長の言葉を引用したいと思います。

最近できました、11月に創刊されましたアショロツテというすばらしい冊子ができておりますけれども、この6ページに町長はすばらしいコメントを寄せております。ちょっと拝読させていただきたいのですけれども。

足寄の町長は、足寄の医療と介護、保健、福祉の情報雑誌のアショロツテの創刊号、やり方を変えてみようの中で、「役所組織は町民のためにあります。町民一人一人が、自分は何をしなければならぬのか、何ができるかを考え続けること。課題は、職員がどのような問題意識を持って仕事をするかということです。従来どおりの仕事をそのままやっていたらつづがなく過ごせます。それが住民のニーズにこたえているかということ、それは決してそんなことにはならないでしょう。時代も町もどんどん変わる中で、旧態依然のやり方では追いつきません。ちょっとそぐわないと感じれば、やり方を変えてみようと思うだけで相当変わると思ひます。」と、すばらしい言葉を述べられております。

この町長の言葉を信じて、期待をして今回質問に至りましたけれども、今回は期待どおりの答弁はいただけませんでしたけれども、機会があるたびに、町民の福利厚生のために繰り返し質問をしていきたいと思っております。

ついゆうべ、地元紙に、勝毎に、私がキットのことを質問するということが新聞に載ったものですから、そうすると町民の方から電話が来まして、このキットについては、すぐずっと研究し勉強しているのだということで、複数の人たちで、どうしたらこのキットが導入できるかということをお話したばかりなのでということで、きょうはインターネットで聞いていると思っておりますけれども、ぜひ、これを応援するから導入してほしいというお電話を昨夜いただいたわけです。

ですから、案外、行政とか我々以上に、その方もお母さんを長い間自宅で看病して、施設にもお世話になりながらみとったわけでございますが、現実にもそういうことに直面している人にしてみれば、どうやってしたら一人の命を守れるかということで、いろんなことを考えているのだなということをお大変心強くゆうべ思ったわけでございますが、ただいま言ったように、またこれもいいとは思いますが、もう一回再考を願って、キットの導入を一日も早くされることを要望しまして終わりたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（堀井昭治君） 緊急医療情報キットの関係でございますけれども、このキットができたころに、消防のほうから福祉課のほうに来られまして、現物持参をされた中で検討した経過がございます。ということで、その辺だけちょっとまず認識していただきたいなというふうに思います。

その結果、今行っているこの連絡カード、これとの優位性がどうなのかとか、問題性はどうかということをお検討した中で今に至って来て、この連結システムにつながったということをお理解していただきたいですけれ

ども。

個人情報の保護に関しては、あくまでも本人が書く情報でございますので、それはどのような情報を書かれても自由だというふうに思っています。

問題なのは、更新のときに相当な手間がかかるだろうと。このときに第三者が介入してその情報を書きかえるとか更新するお手伝いがなかなか難しいということなのですね。

多分に想定できるのは、この情報キットに記入された情報というのは、多分本人さんが元気のよいころにつくられたものというふうに思うのです。これが何年か後に必要となる時期が来るだろうというふうに想定しているのですけれども、そのときに、中に書かれていることが最新の情報になっているかどうか、これが一番の問題なのですね。

結局、消防の方とお話をして導入しなかった経過の中に、足寄町の救急の搬送は、まず第一に国保病院に運ばれるということです。本人の希望があれば、我妻病院なり進藤医院さんなりに運ばれると。これがまず第一です。

その後、必要に応じて帯広方面、釧路方面等の大きな病院に運ばれるということなのですけれども、この段階で一定程度の本人情報の確認ができるだろうというふうに認識しています。

このときに、今やっている連携システムの中で情報共有が、病院と福祉と救急隊含めた中で共有ができれば、一番本人の手を煩わせないで済む最新の情報になり得るだろうというふうな考え方を持っているわけなのです。

そういったことで、いろいろ検討した中で、こちらとしても信頼のできる情報を提供し、病院の側としても互いに信頼のできる情報を共有して救急患者さんに当たるといふことのほうが本当に本人のためになるだろうということのため、今回こういった措置の回答ということにしております。

先ほどの町長のアショロツテの文面、こういった意味も含めて、そういったことをいろ

いる検討した結果、こういうふうになったのだということを御理解いただきたいということで、一つ申し上げて終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） これにて、5番高道洋子君の一般質問を終えます。

次に、1番高橋秀樹君。

○1番（高橋秀樹君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に基づき質問をさせていただきます。

足寄町第5次総合計画の公営住宅建設事業についての御質問をさせていただきます。

今回の町長行政報告を受け、足寄町住生活基本計画・足寄町公営住宅等長寿命化計画の新団地1（保育所跡地）、また、新団地2（役場裏）の公営住宅建設に当たり、両土地ともに立地条件が優れており、これからの足寄の軸となり得る場所と考えております。

まさしく、「歩いて暮らせるまちづくり」に向けたコンパクトな市街地構造への再編と考えることができる団地であると思います。

少子高齢化、人口減少の中、現在取り組んでいる足寄町の医療、保健、福祉の連携システムの高齢者複合住宅や短期入所サービスのできる施設を新団地に設置するのか、また、この団地を高齢者や生活弱者に優しい団地にするのか、町長の御所見をお伺いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 高橋議員の一般質問にお答えいたします。

第5次総合計画における公営住宅建設事業に当たり、医療と介護、保健、福祉の連携システム計画での位置づけについての御質問でございますが、連携システム構築の一環にある小規模多機能老人福祉施設や老人アパート等の建設位置については、議員仰せのとおり、できる限り、町の医療、経済活動の場に近い場所が最も立地条件が優れていると考え、当町の公営住宅等整備計画において、足寄町住生活基本計画・公営住宅等長寿命化計画の見直し時に議論を重ね、少子高齢化を初

めとする社会、経済等の変化や町民ニーズへの的確な対応に努め、地域の活性化推進に取り組む必要があるとして、福祉施策と連携した高齢者や介護に配慮した住宅等の供給等を含めた公営住宅等の維持管理、個別改善、建てかえ等の事業計画を策定しております。

建てかえ事業の実施方針といたしましては、町中居住の推進等を勘案し、町中に新団地を形成していくこととし、特に高齢者等に配慮した団地整備を行っていくこととしております。

連携システムの一環としての小規模多機能老人福祉施設や老人アパート等の建設位置については、足寄町住生活基本計画等と連携し、公営住宅等の整備スケジュールや用地面積、地域周辺との交流等を考慮し、その建設位置は新団地2、役場裏が最も立地条件が優れていると判断し、さきに行政報告を行った第5次総合計画に計画計上を行っているところであります。

現在、想定している計画といたしましては、平成24年度に実施設計を実施し、平成25年度に小規模多機能老人福祉施設、これは泊まりの定員は9名でございます。平成26年度にグループホーム、1ユニット定員9名及び老人アパート施設20室を一体的に整備し、共有空間として交流スペースを整備していく計画としております。

当該地区は、役場、郵便局、金融機関、商業施設、一般住宅や北団地、子どもセンターとも近接し、保育園児たちの散歩コースにもなっており、子供たちや近隣住民との交流にも有効に活用されていくものと考えております。

次に、公営住宅等長寿命化計画において、建てかえを計画している新団地は、高齢者の方はもちろんのこと、だれにでも住みやすい環境づくりを目指しております。

建てかえ住宅対象地である北星団地は、単身あるいは二人世帯の高齢者の方が多いことから、新団地は1LDK、2LDKの小規模住宅を中心として、家賃に配慮し、できるだ

け建設費を抑えるよう計画しております。

今後、お年寄りにも、また、生活弱者の方にとっても優しく、住みやすい住宅を検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

1番。

○1番（高橋秀樹君） やはり、この公営住宅の建築に当たり、一番不安に思っている方々は北星団地にお住まいの方々かなと、そのように考えております。

やはり、今後人口減少するのはまさしく明らかでありますし、その中で町の機能を効率的に利用できるように町の枠組み自体をコンパクトにしていくというような考え方も、大変、公営住宅の長寿命化計画の中にもありますけれども、この中で400戸のものが332戸、68戸減少するというふうになっておりますが、これも致し方ない、致し方ないと言ってしまふとちょっと問題があるかもしれませんが、人口が減っていく以上、こういう形で形をコンパクトにしていくというのはやっぱり必要なことだと、そのように考えております。

やはり、北星団地の方は平成28年より32年、5年間にかけて120戸減っていく、用途廃止していくわけですから、その中で、先ほど町長が御答弁いただいたように、この家賃をどれだけ低く設定できるかというところが一つの勝負といたしますか、安心して足寄町に住み続けていただける配慮になっていくのかなと、そのように考えるところでございます。

具体的に金額というのは出せるかどうかはわかりませんが、その辺の金額等々の設置に関して、どのぐらい、今までと変わらないようなところでできるのか、また、そのほかにかかる水道光熱費をどこまで抑えられるかという面で、町長というか、これから建設に当たるところでのお考えをお聞かせ願えればありがたいと、そのように思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（渡辺俊一君） ただいま御質問がございました家賃の関係でございますけれども、人によって収入だとか、そういう条件によってそれぞれ家賃が違いますので、一概には言えない部分がございます。ですが、大体平均といいますか、大体のランクというか、このぐらいといったところでいきますと、今の北星団地に住んでおられる方たちの住宅料というのは七、八千円ぐらいの金額の方が多いいのかなと思っております。

ただ、所得に応じて金額が高くなる部分だとか、そういった部分がございますので、金額の高い方から低い方までいらっしゃるということは御理解いただきたいというふうに思っております。

それから、新しくできる新団地の住宅料でございますけれども、これも建設費だとか、そういったものが家賃の計算の中に入りますので、実際に建ててみないと大体の家賃というのが出てこないということでございます。

ただ、今、北星団地にいらっしゃる方たちの家賃と比較すると、やはり新団地については高くなっていくということになるのだろうというふうに想定しております。現段階では、新しい団地がどのぐらいの家賃になるかという部分については、ちょっとまだわからないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（高橋秀樹君） もちろん新しい団地になるわけですから、家賃のほうは高くなる、これも致し方ないところであるのかなというふうには感じる次第ではございますが、なるべく家賃を上げない方向で御検討いただければ非常にありがたいかなというふうに思います。

それで、今本当に大震災以降、太陽光の利用、太陽発電の利用等々が盛んに叫ばれているわけですが、太陽発電を町営住宅のほうにつけて、水道光熱費というか、光熱費のほう

を下げていくですとか、そういうような政策を足寄町のほうで考えていくということには至っていないのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

今のところ、そういった計画を考えておりませんが、公営住宅に関しては、役場裏の団地といいますか、新団地については、一応52戸の公営住宅の建設を考えておまして、それと、先ほども一般質問にもありましたように、お答えいたしましたように、福祉施設、小規模多機能であったりグループホームであったり、老人アパートであったりという施設が同一敷地内に建つ予定になっております。

この部分については、今、バイオマスエネルギーを利用した暖房等々の考え方を検討しておまして、そういった中で、同じ団地でありますので、将来できる公営住宅にも配慮した中での整備ができるかどうか、今後ちょっと検討させていただきたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（高橋秀樹君） 一応、検討いただくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、こちらの役場裏の新団地のほうなのですけれども、具体的にと言いますか、小規模多機能の老人施設ですとか、そういう形で52戸の新たな団地というか、かなり大きな団地、大きいというか福祉施設になっていくような形もするのですが、やはり東の地区といいますか、この地区、最近東通りができて、非常に住環境が整ってきています。

それで、こちらのほうで、やはり大きな集合住宅というか団地が来ますと、もともといらっしゃる方ですとか、そのコミュニティーの形成に対して、非常に難しいと言ったら変なのですけれども、やっぱり昔から住

んでいる人もいらっしゃるし、新しく入ってこられる方との交流の施設の場合というか、そういう形で求められると言ったら変なのですけれども、コミュニティーセンターとまではいかないのですけれども、そういうような施設。こちらの中は、もちろん老人施設、老人が対応される方のところが多いと思いますので、そういう老人施設といいますか、複合型の触れ合いの施設というような少し大きなホールがそこにできるような計画というものがもし検討いただければありがたいかなというふうには思っているのですが、もちろんその小規模多機能の素泊まりができるですとか、そういうところの中には、例えば、その団地の中で出前診療ですとか、集中的にできるですとか、そこにお医者さんが来てもらって診療していただけるですとか、もしくは予防注射を打っていただけるですとか、そういうような施設を一つ、核になるような施設をつくっていただける構想ということはお考えいただけないものかお伺いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

公営住宅に関しては、長寿命化計画で、これは6月の議会だったと思いますけれども行政報告もさせていただいております。

この計画の中で、議員御指摘のそういった複合型といいますか、コミュニティー関係の施設も盛り込んだというような想定はしていないのでありますけれども、別に、前段申し上げた福祉関係の施設もこの団地の中に入ることになりましたので、そういった部分では、団地プラス、先ほどの福祉施設等々の全体構想の中でいけば、議員御指摘のような施設というのは十分考えていかなければいけないのだろうなというふうに考えております。

そういったことからして、来年は両方とも設計をやる、来年度予算で実施経費の計上という形になっておりますので、福祉施設については。

公営住宅については、南区の公民館跡地の公営住宅の実施設計をする予定になっておりますけれども、公営住宅2団地、二つの大きな団地がありますので、基本設計だけでもあわせてやるということも可能でありますので、そういったことで、来年の設計段階でそういったことも踏まえて十分対応させていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（高橋秀樹君） コミュニティーセンターという形のものになるか、私は老人の皆様と触れ合いをできる大きな場所というイメージをしております。

これは、やはり団地に入られる方もそうですし、広い意味での大きな住宅地、足寄町の中で、今一番人口増加率が高い地区だと思えます。その中で、コミュニケーションの場をとれるしっかりとした場所があるというのは、やはり地域住民にとっても、そこの方々がどういう人たちが住んでいるかと安心感を与えてくれるものであったり、いろいろなものであると私は考えておりますので、ぜひ、御検討いただきまして、そのような形の皆さんが使えるような大きなもの、大きなものというものはそんなに要らないですけれども、形をつくっていただきたいと、そのように思います。よろしくお願いいたします。

次の質問いいですか。地域活性化推進事業について御質問をさせていただきます。

世界経済や日本経済が先行き不透明な中、我が町足寄町もこの波を受けて、大変な時期へと突入してまいりました。この中で、地域活性推進事業に期待されるものが大きいと思えます。

足寄町まちづくり活動支援補助金、また、足寄町定住促進建設補助金、この二つの助成制度ですが、今までの実績は大変少ないと伺っておりますが、来年度以降、どのような方向性を考えているのか町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 地域活性化推進事業についてお答えをいたします。

まちづくり活動支援補助金が1団体30万円の上限で5団体分150万円、定住促進住宅建設補助金が1戸100万円で10戸分1,000万円の補正予算につきまして、本年第2回定例会において議決をいただき、それぞれ補助要項を作成し、新聞報道、広報あしよろや自治会回覧での周知、ホームページへの掲載を行い、定住促進住宅建設補助金にあつては建設業者を対象とした説明会を開催し、7月1日から募集を行いました。

現在のところ、まちづくり活動支援補助金が2団体60万円、定住促進住宅建設補助金が2戸200万円の補助を予定をしております。

両補助金とも、同様の支援制度を行っている他自治体の内容を参考に、申請者の負担ができるだけ少なくなるようシンプルな制度の創設を心がけましたが、今後も制度設立の目的から逸脱しない範囲で、できるだけ柔軟な対応をしたいと考えており、あわせてPRの充実も予定をしております。

また、このたびの東日本大震災の発生を踏まえ、まちづくり活動支援補助金においては、自主防災組織の育成、強化にかかわる活動を補助対象としており、自主防災組織設立のための支援も担当部署で行いますので、各自治会に積極的に情報提供を行いたいと考えております。

定住促進住宅建設補助金の申請数が低調な理由の一つとして、住宅を新築される方は契約までに多くの時間を費やして業者を選択されており、本年度に着工された方の多くは既に業者を決められていたものと考えております。

住宅新築の際に、業者を選ぶポイントとしては、費用やデザイン、建築工法や設備、アフターサービス、業者の規模や実績、展示場やカタログ、プレゼンテーションの有無等の営業力、その他さまざまな要素があるものと認識しておりますが、今後、町内建設業者と

情報交換を行い、補助制度周知の方法や制度の改善について検討を進めたいと考えております。

いずれにしましても、この二つの補助制度を足寄町の魅力あるまちづくり、地域振興のための重要な補助制度と考えており、この制度を定着させるために今後も町民の皆様の声をお聞きして、必要な対応を進めていく所存でございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

1 番。

○1 番（高橋秀樹君） まず、足寄町のまちづくり支援活動事業ですね、これは第5次総合計画のほうにもものっているわけですが、30万円の5団体ですね。年間150万円という形になっております。これについてなのですが、やはりアピールの仕方といいますか、周知の仕方といいますか、どのような形で使えるものなのかという用途的なものが、やはりちょっとアピール不足だったのかなと、そのように感じるわけであります。

それで、どのようにアピールすれば町民の方々が理解いただき、これを活用いただけるのかなというふうに考えているわけですが、例えば除雪機を購入していただく。これは除雪ボランティアの方で使っていただくという形で、自治会単位で買っていただく。そういう形でこの事業を使うことができるのか、ちょっとお伺いしてみたいなと思いますので、御回答お願いいたします。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

午後2時27分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁、総務課長。

○総務課長（渡辺俊一君） 大変時間をとっていただきまして、大変申しわけございませ

ん。

自治会等で除雪機を買って、その自治会内の除雪をボランティアでやるというようなことが、このまちづくり活動支援補助金の該当になるかどうかというようなことでの御質問でございました。

今回のこのまちづくり活動支援補助金の交付要項でいきますと、既に町から活動に対する交付金等を受けている団体についてはということで、自治会もそこに入るわけなのですが、補助の対象にならないということがまず一つございます。

それから、補助対象経費の中で、一物品につき2万円以上の備品の取得経費というのも補助の対象になっていないというようなことがございまして、御質問をいただきました除雪機の購入という部分については、このまちづくり活動支援補助金の対象にはならないというようなことでございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 1 番。

○1 番（高橋秀樹君） 残念な結果です。1物件2万円という条項がどこにあったのか、僕ちょっと見逃していたので、大変申しわけございません。

ですから、なぜ私こういう質問をしたかといいますと、制度をつくりました、あとは住民の皆さんやってくださいというような形で物事を進めるのではなくて、行政の方からこういう提案はどうでしょう、こういうのはいかがでしょうという形で逆に提案をして、そういう方向に進んでいってもらおうというもの一つの事業の進め方ではないかなというふうに思いましたので、あえてそういう質問をさせていただきました。

それで、実を言うと、このまちづくり活動の支援の中では、本来的には商売を始める、起業される方に対しての導入段階のところで、この補助金が使えないかなと、そういうふうに考えていた面が多分にあります。しかし、その辺の部分は、非常にボランティアに片寄った、片寄ったと言ったら失礼なのです

けれども、そういう方向に支援の形がなっているように思えるのですね。それを、もう少し枠組みをわかりやすく明確にさせていただいて、もうちょっと広げた形で、この活動を、補助金を使いやすいものに変えていくべきではないかなと。

多分、このまま同じような形でやっていったとしても、形としてはさほど大きなものになっていくとはちょっと考えにくいのかなと。多分、活用いただこうと考えた方もいらっしゃると思うのです、何人も。しかし、この要項を見ている間に、これはちょっとあまりにも規制が厳し過ぎて無理だぞというふうになっていると私は思って、皆さん、結構二の足を踏んでいる方もいらっしゃると思います。そういう方をなるべく多く囲っていきと言ったら変ですけども、企業に向けて、商業につなげていけるような形をとっていけるような制度に変えていっていただきたいと思えます。

関連なのですが、第5次総合計画の中で、中小企業特別融資枠の事業がございます。これも非常にいい制度だなと私は思っているのです。ですから、この事業と連動した中の形をとれるようなシステムに変えていけるようなことを考えていただくという形はできないかお伺いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

今、議員御指摘のとおり、ことしからスタートをさせたということで、まだまだ枠があまりにも狭いのではないのかという御指摘もあろうかというふうに思います。

いろいろな御意見をこれからいただいて、適用の範囲を広げること、また、場合によっては、金額的にもこれでは不十分だということであれば、当然そのことも見直しをしていくということはやぶさかではないなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、町の活性化につながるような一つのきっかけになればなとい

うことで、創設をしたということでございます。

それから、中小企業の融資の関係も出ました。今現在、融資のことは現行制度があります。今、担当のほうで住宅の関係、新築のやつは今スタートさせましたけれども、新年度から改築だとか、そういった部分について検討をさせているところでございますけれども、これらについても、例えば店舗の改築だとか、そういった部分まで枠を広げられないのかなという、個人住宅に限らず、そんなことも視野に入れながら検討をしていきたいなというふうにも思ったりもしています。

それから、今ある企業誘致条例についても、これは企業誘致となると、どうしても町外のどこかの企業が進出してきたときだけかという、そうではありませんで、これまた一定の決まりはありますけれども、地元の方でも新しく何かをやるということであれば、雇用の関係だとか、そういった一定の規制はありますけれども、そういったことも含めて、助成措置なんていうことも制度としてあります。

ただ、私ども反省するのは、そういったいろんな制度を持っています。これは福祉関係の制度もそうでありますけれども、これが本当に、町としてこういう制度を持っているのだよということのPRが十分にし切れているのか、町民の皆さん方に御理解いただいているのかということ、必ずしもそうではないなと。

とりわけ、そういう制度を創設してから数年たっているものなんていうのは、行政の我々の側からすれば、当然歴史もあるわけだから知っているだろうみたいな、そういう先入観でもあるのかなと、そんなこともありますから、これは今、広報広聴活動の中でも、一年にいっぺんだとか、折を見てその時期が来たら、例えば申請が集中するようなことも含めて、ものによってはあるのだというふうに思いますから、そういったことは時期を見ながら、いろいろな媒体を通じながら、そういった町民に対するPRも必要ではないのか

など、そんなふうにも考えているところがございます。

回りくどいようですけれども、いろんな考え方を、どんどん私どものほうに意見を寄せていただければ、そういう形の中で、できるだけ活性化につながるような、せっかくつくった制度ですから、充実をさせていきたいと考えていますのでよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（高橋秀樹君） 今、町長のほうから住宅の促進の改築の補助の関係の話もございました。こちらのほうもぜひどんどん進めていっていただきたいなど、そういうふうに思います。

こちらも、総合計画の中でのっぺいはいるのですけれども、ここの詳細というか、決まっている部分があれば、ちょっと教えていただきたいのですが、よろしいでしょうか。改築関係の住宅補助金関係がどこまでやっていたらいいのか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 先ほどもお答えしたとおり、今現在急ピッチで検討をさせているということでございます。

一例を挙げますと、新築住宅の場合については、限度額100万円ということになっております。では、一般的にほかの町村の例を見ますと、改築についてだったらそれよりも下回っているのが実情でありますけれども、ただ、今の改築というのは結構大がかりな大規模な改築があるのですよね。そうしますと、新築の場合も、一定の金額以上で新築する場合は100万円となっていますから、私が現場のほうに指示をしているのは、改築の金額によっては肩を並べてもいいのではないのかというような、そんな具体的にも指示も出しながら、より活用していただけるような制度にという、そんな思いで目下作業中でございますので、おそくても、当然3月議会には間違いなく詳細について御説明できるよう

な形に持っていきたいというふうに考えていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（高橋秀樹君） 住宅促進事業に関してなのですけれども、こちらのほうは2件ですね、今回申し込みがあったのは。

先ほど御説明があったとおりののですけれども、実は、もうちょっと金額を上げて考えてもよろしいのではないかなというふうに思っているのです。それこそ、大げさに言うと倍の200万円ぐらいまで新築の場合は見ていただくというような考えでやっていただくと、より、もちろん足寄町の業者さんを保護するわけではないのですけれども、足寄町の業者さんをちゃんと使っていただけるような、ほかの町外の方が建てるという同じぐらいがベースになってくれるのかなというふうに考えているのですが、その辺はどのようにお考えか。

多分、今後また検討していく課題ではあるのでしょうかけれども、ぜひともそういうふうに増額ができるものなのかお考えをお伺いたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

とりあえず100万円でスタートをさせていただきました。今後、決してそれ以上上げるつもりはないということは申しませんけれども、今後いろいろな御意見もちょうだいしながら、やっぱり引き上げるべしということになるとすれば、当然、議会のほうにも相談をさせていただいて検討をしていきたいというふうに思っております。

今現在は、ともかく7月からスタートしたということで、今現在具体的に来年から引き上げますよという答弁にはならないということだけは、ちょっと御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（高橋秀樹君） この制度は、私は非常にいい制度だと思っています。両制度ともに。今後どんどんアピールをしていただいて、足寄町の方にこういう制度があるのだ、この制度をどんどん使っていただいて、よりよい足寄町に変えていっていただきたいと、そのように考えております。

やはり、役場の職員の方の家を建てる確率というか、そういうのが非常に高いと思います。役場の職員の方々も、この住宅の促進の助成金等を使っていただけるような制度を、なるべく持ち家手当と一本化できるような、そのような整合性をとっていただいて、この制度をよりよいものに、また、安定的な住宅促進の事業に変えていただくようなことを私は願っているのですが、町長に御所見をいただいて、私の最後の質問とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

具体的に、役場職員も対象になるようなことでの御発言でございました。そのことも含めて、今どのような方法があるのかなということも含めて検討をしているところでございます。

私個人の思いとしては、そのことも含めて当然念頭にはあるわけですが、これまで、ずばり申し上げて、持ち家手当との関係の整理も含めてありますから、これはもう少し時間をいただいて検討をさせていただきたいということで考えていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） これにて、1番高橋秀樹君の一般質問を終えます。

ここで、お諮りをいたします。

本日はこれで延会にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と答える者あり）

○議長（吉田敏男君） 今から議会行事がちょっと入っていますので、時間が要しますから、そういうふうをしたいと思っております。

す。

それでは、異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会をいたします。

次回の会議は12月15日午前10時より開会をいたします。

午後 3時01分 散会